	土木建築部	随意契約件数	207		2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
1	土木建築企画課	令和5年度首都圏における建設労働 者UIJターン促進広報業務委託	令和5年4月1日	大分市東春日町1-8 株式会社 大宣	2,865,500 円	①本事業は、首都圏の建設労働者に対して広報を行うことにより、大分県へのUIJターンを促進することを目的として、専用ページの保守・運用やインターネット広告を行うものである。 ②ホームページの保守・運用は、制作者以外行えない仕様になっている。また、インターネット広告は、誘導先のホームページと密接に連動するものであるため2つの委託業務は不可分である。 ③上記を考慮すると、専用ページ制作者である株式会社大宣以外に適当な相手方はない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	土木建築企画課	令和5年度電子入札コアシステムプログラム・サポートサービス業務委託契約	令和5年4月1日	東京都港区赤坂五丁目2番20号 一般財団法人 日本建設情報総合センター	3,630,000 円	①本業務は、電子入札システムのベースプログラムである電子入札コアシステムに関し不具合等が生じた場合、当該事項に関する問題解決のためのサポート提供や、機能強化された改訂版の情報提供等、電子入札コアシステムの使用に際してのサポートサービスを行うものである。 ②本県の電子入札システムは、国土交通省等6省47都道府県が採用し実績のある電子入札コアシステムをベースに開発されたものであり、本業者のみが電子入札コアシステムの製造・販売及びコアシステムのサポートサービスをしているため。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	土木建築企画課	令和5年度企業情報等提供サービス の利用に関する契約	令和5年4月1日	東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア 一般財団法人 建設業技術者センター	1,980,000 円	①本業務は、工事を発注する際の業者の選定等に必要な建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技術者情報、主任技術者情報及び技術者の専任制確認情報の配信を受けることにより、発注者の利便性を図るもの。②(一財)建設業技術者センターは、建設業許可、経営事項審査等の企業情報について全国統一的にデータベースを構築・管理し、情報提供を行っているため、当該業務を遂行できる相手方は他にない。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	土木建築企画課	令和5年度コリンズ・テクリス検索システムの利用	令和5年4月1日	東京都港区赤坂五丁目2番20号 一般財団法人 日本建設情報総合センター		①本業務は、大分県土木建築部が工事・業務を発注する際、競争入札に参加する企業がその工事や業務を実施できる能力を持っているかどうかを評価するために、企業の実績を検索するシステムの利用を行うものである。当システムは、国土交通省や全都道府県が採用し、発注機関の適正な入札・契約制度の履行確保のため利用している。②上記システムを提供しているのは(財)日本建設情報総合センターのみである。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	土木建築企画課	令和5年度大分県共同利用型電子 入札システム改修委託業務契約	令和5年4月17日	福岡県福岡市中央区長浜二丁目4番1号 東芝デジタルソリューションズ株式会社 九州支 社	72,050,000 円	①「大分県共同利用型電子入札システム」のサーバのS・ミドルウェアの更新、クライアント端末におけるWindows11対応、およびシステム機能改修等に必要な作業を行うものである。 ②本システムの開発及び運用保守業務については、東芝デジタルソリューションズ(株)が行っている。また本システムの根幹をなすバッケージソフトウェアの著作権も同社が保有しており、同社以外が作業を行うことはできない。 ③本業務を確実かつ効率的に実施するためには、東芝デジタルソリューションズ(株)との契約が必要である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項2号

土木建築部 随意契約件数 2.443.402.248 円 契約担当課•所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本業務は、河川水位が上昇し支川からの洪水を防止するため樋門等の開閉 及び維持点検を行うものである。 令和5年度 大分市荷揚町2番31号 大分土木事務所 令和5年4月1日 水防団)に依頼することが最適である。 樋門等操作委託 大分市 ③大分市で消防団(≑水防団)を統括しているのは大分市である。 ④根拠法令: 地方自治法施施行令第167条の2第1項第2号 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格 令和5年度 3,271,400 円 (最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な 秘匿性が必要である。 大分市向原西1丁目3番33号 大分土木事務所 橋修震単大委第1-11号 令和5年4月25日 公益財団法人大分県建設技術センター 積算補助業務委託 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格 4,002,900 円 保証機能を対象を表現しています。 1 公でが有りる必要がある。また、予定価格 (最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な 現金性 はいまった。 令和5年度 大分市向原西1丁目3番33号 橋修震単大委第1-10号 令和5年4月27日 大分土木事務所 秘匿性が必要である。 公益財団法人大分県建設技術センター 積算補助業務委託 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 ①本業務は、大分港港湾施設の清掃、除草、樹木の剪定・消毒、ゴミ収集、トイ レ清掃を行うものである。 ②委託先の一般社団法人大分港清港会は、昭和46年に大分港の環境美化及 び保全を目的とし、県の指導により組織された任意団体を前身とする団体であ ③この会は大分港の清掃活動、ゴミの収集を行うほか、公共施設の樹木選定、 令和5年度 7,645,000 円 臨港道路の土砂撤去などの奉仕活動を行っている。この会には、設立の趣旨に 賛同した87社の法人が会員として参加しており、運営資金として会員から会費を 大分市豊海1丁目1-10 大分土木事務所 大分港湾施設清掃業務及び港湾施 令和5年4月1日 -般社団法人大分港清港会 設内公衆便所清掃業務委託 ④大分市もこの団体の設立目的に替同しており、毎年交付金を交付するほか、 市の廃棄物処理施設の使用料の免除措置を行っている。 ⑤以上の理由により、有利な価格で契約を締結できる見込みがあることから、こ の団体と随意契約をするもの。 ⑥根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第7号 本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格 3,397,900 円 松底地は必ずである。また、予定価格 3,397,900 円 松底地は必ずです。 令和5年度 大分市向原西1丁目3番33号 10 大分土木事務所 港改メ委第6号 令和5年4月25日 秘匿性が必要である。 公益財団法人大分県建設技術センター **積算補助業務委託** ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。

④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号

_	土木建築部	随意契約件数	207		2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
11	臼杵土木事務所	令和5年度 緊急砂委 第2-4号 積算補助業務委託	令和5年4月12日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	2,560,800 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本業務の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、大分県と 共通の積算システムで積算する必要がある。 また、予定価格(最低制限価格)設定のため必要な設計価格及びその積算に は、豊富な経験と実績及び厳格な秘匿性が求められる。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する公益財団法人大分県建設技術センター以外にないため、当セ ンターと随意契約をするものである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
12	日田土木事務所	令和5年度 道改国委第4号 積算補助業務委託	令和5年4月7日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	5,415,300 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムが必要である。また、予定価格等設定の基礎となる積算業務には、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
13	中津土木事務所	令和5年度 大特河委第1号 積算補助業務委託	令和5年4月25日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	3,491,400 円	①本業務は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本業務の成果物(設計書)は、工事発注の際に使用するものであり、大分県 と共通の積算システムで積算する必要がある。 ③予定価格及び最低制限価格設定のため必要な設計価格及びその積算に は、豊富な経験と実績及び厳格な秘匿性が求められる。上記要件を満たす者 は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する公益 財団法人大分県建設技術センター以外にない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
14	中津土木事務所	令和5年度道維環単中委第1-50 号 道路維持委託	令和5年4月1日	大分市大字金谷迫字塚田1438 西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速 道路事務所	4,261,870 円	①本業務は、東九州自動車道中津インターチェンジに連結する中津日田道路の維持管理等を行うものである。 ②巡視を円滑に行うために、東九州自動車道への通過が必要となることから東九州自動車道管理者に委託するもの。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
15	宇佐土木事務所	令和5年度 交防火砂委第10号 積算補助業務委託	令和5年5月15日	大分市向井原西1丁目3番33号 公益財団法人大分県建設技術センター	2,387,000 円	①本業務は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②(公財)大分県建設技術センターは、県と共通の土木積算システムを設置しており、センター職員は関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える。(県が導入しているシステムは地方公共団体及びこれに準じる団体しか導入を許されていない) ③予定価格設定の基礎となる積算業務は、守秘性が求められる事から、県の指導・監督権限の及ぶ(公財)大分県建設技術センターへの委託が適している。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	土木建築部	随意契約件数	207	件 金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
16	豊後大野土木事務所	令和5年度交付地改野委第7号 積 算補助業務委託契約	令和5年4月25日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	3,397,900 円	①本業務は、三重新殿線バイパス(牟礼前田工区)[豊後大野市三重町上田原]で施工予定の道路改良工事(橋梁下部工)における積算補助業務である。 ②設計額を算出するためには、県と共通の積算システムを使用し、技術的な知識・経験、各工種の単価、県所定の諸経費率等を把握する必要がある。 ③上記技術を有する者は、行政の補完・支援のために設立された公益財団法人大分県建設技術センターである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
17	道路保全課	猪野団地入口交差点改良事業に関 する令和5年度実施協定	令和5年4月1日	大分市荷揚町2丁目31 大分市役所 大分市長	17,600,000 円	①本業務は、大分県管轄部分と大分市管轄部分の両方が存在する猪野団地入口交差点の改良工事について、大分市に委託して合併施工することで、効率的に工事を行うための契約である。 ②これを行うためには、大分県管轄部分に接続する路線の管理者であることが必要である。 ③交差点の道路管理者は大分県のほかに大分市のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項2号
18	道路保全課	令和5年度振動特性による路面調査 及び塗装点検台長作成業務	令和5年4月1日	大分市東春日町17-58 富士通Japan株式会社 大分支店	12,206,876 円	①本業務は、大分県が管理する道路の路面調査の効率化や異常箇所のデータベース化などを目的として行うものである。 ②これを行うためには、道路パトロール支援サービスの活用が必要である。 ③上記システムについて、保守管理や不具合発生時の対応が可能な者は、開発者である富士通Japan(株)のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
19	河川課	令和5年度 リバーパーク犬飼の管理に関する業 務委託	令和5年4月1日	大分市中尾1111-4 Goap株式会社	9,563,000 円	①本業務はリバーパーク犬飼の管理を委託するものである ②契約の相手方は、令和5年度~令和9年度まで大分県から指定管理者として 登録されているものである ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
20	港湾課	令和5年度 大分港西大分地区駐車場 管理運営業務委託	令和5年4月1日	北九州市小倉南区湯川2丁目9番22号アマノ株式会社北九州市店内3階 アマノマネジメントサービス株式会社	8,065,200 円	①本業務は、大分港西大分地区の駐車場の運営管理を行うものである。 ②委託業務内容のうち駐車場機器の設置については、令和3年7月に一般競争入札を実施している。このため、今回の契約締結にあたり競争入札を実施し、業者が変わった場合には、機械器具の撤去・設置を行わなければならず、工事期間中の駐車場の使用や施設の安全等の維持管理に問題が生じるほか、経費が割高となるため競争入札に付することが不利と認められる。また、管理機器が再リースとなるため、設計額の1割以上有利な価格で契約することができる見込みである。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第6号地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

	土木建築部	随意契約件数	207	件 金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課•所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
21	港湾課	令和5年度 大分港港湾監視業務委託	令和5年4月1日	大分市豊海1丁目1番9号 特定非営利活動法人みなとまちづくり	18,150,000 円	①本業務は、県が管理する港湾施設及び海岸保全施設の監視・巡視を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、特定非営利活動法人みなとまちづくりと契約したものである。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
22	港湾課	令和5年度 大分港国際海上VHF大分海岸局通 信業務委託	令和5年4月1日	神奈川県横浜市中区山手町186番地 株式会社東洋信号通信社	84,150,403 円	①本業務は大分港に出入港する船舶に対し、無線機器を使って管制するものである。 ②当該業務は、電波法に定められた業務及び資格が必要である。 ③上記の資格を有し全国的に業務を行っており、当該業務を遂行できる業者は (株)東洋信号通信社のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
23	都市・まちづくり推進課	令和5年 大分県地価調査	令和5年4月1日	大分市中島西1丁目2番24号 公益社団法人 大分県不動産鑑定士協会	22,531,080 円	①地価調査は、県の事業ではあるが全国で統一的に実施されており、国土利用計画法の土地取引規制の規準や、公共用地の買収の基準、固定資産税評価の課税の基準、国内の景気動向の指標として利用されるなど、公的土地評価制度として確立されている。 ②公的土地評価制度としての品質を確保するためには、他県との広域的調整が十分図られた上で、鑑定評価の専門家である不動産鑑定計価が不可欠である。 ③事業の実施にあたり下記8つの点を考慮した場合、個々の鑑定事務所に委託して、相互の意見調整を図るよりは、大分県内の不動産鑑定士が会員となり構成されている公益法人に委託して円滑な実施を図ることが合理性があると考えられるため、公益社団法人大分県不動産鑑定士協会と随意契約を行った。 1. 標準価格の算定は不動産鑑定士によるものとされていること。【法令】 2. 地価調査は、国が実施する地価公示価格と乖離してはならないこと。【要領】 3. 不動産鑑定士間で協議を行うことが不可欠であること。【細則】 4. 地価公示の枠組みで実施する必要があること。【細則】 5. 大分県全域にわたる相当数の鑑定士を擁する事業者はなく、他県との調整機能を有し、多くの不動産鑑定士による合議制を有している者は、公益社団法人大分県不動産鑑定土協会のみであること。 6. 県内の不動産鑑定業者全てが公益社団法人大分県不動産鑑定土協会に加入していること。 7. 県内の不動産鑑定士全員が公益社団法人大分県不動産鑑定士協会に加入していること。 8. 当県土木建築部等の不動産鑑定報酬基準や、民間の国内大手鑑定業者の鑑定報酬と比較し、きわめて低廉な単価であること。 ④ 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
24	用地対策課	令和5年度 不動産鑑定評価業務単価契約	令和5年4月1日	大分市府内町3丁目4-20 明治生命大分恒和ビル6F 一般社団法人 日本不動産研究所大分支店ほか 県内の21不動産鑑定業者	70,954,334 円	①本業務は、県の行う「公共事業の施行に伴って取得する土地等」ならびに「不動産(普通財産)の売却及び貸付実施」による鑑定評価を行うものである。②これを行うためには、不動産鑑定士の資格が必要である。③上記資格や技術を有し、かつ県との契約を希望する者は一般財団法人日本不動産研究所大分支所ほか県内の24業者のみである。④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号⑤単価契約:土地の評価額と類型に応じて44,000円~1,323,300円の基本鑑定報酬額を支払う。

	土木建築部	随意契約件数	207		2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
25	用地対策課	令和5年度 登記業務委託単価契約 (公益社団法人大分県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会)	令和5年4月1日	大分市城崎町2丁目3番10号 公益社団法人 大分県公共嘱託登記土地家屋調 査士協会	4,779,091 円	①本業務は、県の行う公共事業の施行に伴って取得する県内の土地の表示に関する登記のために必要な調査・測量・申請等の業務を行うものである。②これを行うためには、土地家屋調査士の資格が必要である。③官公署等の公共事業に伴う登記等については、その手続きを行うことを目的とした「公益社団法人大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」が土地家屋調査士法第63条に基づき設立されている。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約:登記の業務に応じて1,243円~311,245円の登記業務報酬基準額を支払う。
26	用地対策課	令和5年度 登記業務委託単価契約(司法書士)	令和5年4月1日	大分市城崎町2丁目1番5号近藤稔外県内の1 6司法書士(司法書士法人1名を含む)	5,915,952 円	①本業務は、県の行う公共事業の施行に伴って取得する県内の土地の権利に関する登記のために必要な調査・申請等の業務を行うものである。 ②これを行うためには、司法書士の資格が必要である。 ③上記資格や技術を有し、かつ、県との契約を希望する者は、司法書士近藤稔外県内の16業者のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約:登記の業務内容に応じて、693円~32,978円の登記業務報酬基準額を支払う。
27	建築住宅課	公営住宅火災共済保険契約	令和5年4月1日	東京都港区虎ノ門2-3-17 公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構	8,791,387 円	①本業務は、公営住宅を経営する地方公共団体から地方自治法第263条の2の規定に基づく委託を行い、公営住宅の火災による損害について相互救済事業等を行うものである。 ②これを行うためには、地方自治法第 263 条の2に規定する普通地方公共団体の相互救済事業にあたる火災共済保険に加入することが必要である。 ③左記機構は、現在47全都道府県の上記業務を行っており、経済的かつ適正な業務執行が可能であるため、左記機構と契約を行う。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
28	建築住宅課	県営住宅管理システム運用支援サー ビス委託	令和5年4月1日	大分市東春日町17番58号 富士通Japan株式会社 大分支社	2,343,000 円	①本委託は、県営住宅管理システムの正常な運用を確保・維持するため、システム運用面でのサポートと定期的なメンテナンス及び障害発生時の復旧等の運用支援業務を行うものである。 ②これを行うためには、当該システムの開発に関わり、内容を熟知していることが必要である。 ③上記条件を満たすのは、当初から当該システムの開発に携わり、内容を熟知していることが必要である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
29	建築住宅課	令和5年度の県営住宅及び共同施設 の管理に関する年度協定	令和5年4月1日	大分市城崎町2丁目3番32号 大分県住宅供給公社	417,079,000 円	①本業務は先に締結した「県営住宅及び共同施設の管理に関する基本協定書(令和4~8年度)」に基づき、令和5年度の管理業務の内容及び委託料等に係る協定を締結するものである。 ②これを行うには、県営住宅の現状や入居状況などを詳細に把握していることが必要である。 ③公営住宅法第47条の規定により、管理代行の相手方は「地方住宅供給公社又は地方公共団体」とされている。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	土木建築部	随意契約件数	207	件 金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
30	建築住宅課	令和5年度耐震アドバイザー派遣業 務委託	令和5年4月6日	大分県大分市新川町2丁目4番48号 一般社団法人 大分県建築士事務所協会	4,812,500 円	①本業務は、県内の住宅の耐震化を図ることを目的に、平成12年までに建てられた「木造戸建て住宅」、「木造共同住宅」及び「木造以外の区分所有の共同住宅」の所有者等からの耐震化に関する相談に応じて、必要な情報提供及び助言を行う専門家をアドバイナーとして派遣する業務を実施するものである。②アドバイスは不要な改修工事等への誘導等が行われることがないように、真に公正な立場で行われなければならないことから、その性質及び目的が競争入札に適さない。また、アドバイスは、建築物に関する専門知識を有する建築士であることが必要である。③上記法人は、建築設計業務の進歩改善とその健全な発展を図ることで、建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立された、県内唯一の建築士事務所で構成された公益法人であり、県民に対して公平な立場で相談に応じることができる。更に、建築物の耐震に関して豊富で専門的な知識を有する会員を県下各地に擁している。また、平成21年1月5日に建築士法に基づく法定法人となったことに伴い、建築設計業務に関して一般県民からの苦情解決に無料で応じる業務を開始する等、本事業の運営能力を持っている。④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
31	建築住宅課	令和5年度木造住宅耐震キャラバン 実施業務委託	令和5年4月3日	大分県大分市新川町2丁目4番48号 一般社団法人 大分県建築士事務所協会	1,090,100 円	①本業務は、県内の住宅の耐震化を図ることを目的に、平成12年までに建てられた「木造戸建て住宅」、「木造共同住宅」及び「木造以外の区分所有の共同住宅」の所有者等からの耐震化に関する相談に応じて、必要な情報提供及び助言を行う専門家をアドバイザーとして派遣する業務を実施するものである。 ②アドバイスは不要な改修工事等への誘導等が行われることがないように、真に公正な立場で行われなければならないことから、その性質及び目的が競争入れに適さない。また、アドバイスは、建築物に関する専門知識を有する建築士であることが必要である。 ③上記法人は、建築設計業務の進歩改善とその健全な発展を図ることで、建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立された、県内唯一の建築士事務所で構成された公益法人であり、県民に対して公平な立場で相談に応じることができる。更に、建築物の耐震に関して豊富で専門的な知識を有する会員を県下各地に擁している。また、平成21年1月5日に建築士法に基づ〈法定法人となったことに伴い、建築設計業務に関して一般県民からの苦情解決に無料で応じる業務を開始する等、本事業の運営能力を持っている。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
32	建築住宅課	令和5年度 宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託契約	令和5年4月1日	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号 一般財団法人 不動産適正取引推進機構	1,067,000 円	①本業務は、宅地建物取引業に係る免許事務等を行う国(各地方整備局含む)及び47都道府県に設置される専用端末機から送信されるデータをオンラインネットワーク化して、宅地建物取引業の免許等に係る申請内容の照合審査に係る事務の厳正化、迅速化を図るものである。②これを行うには全国統一の対応が必要である。③一般財団法人不動産適正取引推進機構は、システムの供用開始から管理・運用及び平成12年度に供用した同システムの改良版の開発を行い、以降改良・運営・管理を行っている唯一の法人であることから本システムに精通しているとともに、業務実施のためのセンターシステムを保有している唯一の団体であるため。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

上十海统如 财产打伤从粉 207 件 全類 2 443 402 248 円

	土木建築部	随意契約件数	207	11 工具	2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
33	建築住宅課	令和5年度 建築物グリーン化促進 事業委託業務契約	令和5年5月16日	大分市城崎町1丁目3番31号 公益社団法人大分県建築士会	7,942,000 円	①本委託業務は、脱炭素社会の実現に向けた省エネ建築物の普及促進を図るため、県と連携し建築関係団体等で構成されるネットワーク体制の構築を行うとともに、県内技術者への研修による啓発や県民の意識醸成を図るフォーラムの開催等を実施するものである。②本業務は、県民や技術者に向けた普及啓発という公益性の高い業務であることに加え、省エネ建築物に関する豊富で専門的な知識を有する必要がある。また、普及啓発に建築関係の幅広いネットワークを有することが必要である。③公益社団法人大分県建築士会は、建築物に係る県民の利益の擁護及び増進並びに建築文化の振興を図るための事業を実施し、社会に貢献することを目的に設立された公益法人であるとともに、省エネ建築物に関する豊富で専門的な知識を有する会員を多数擁している。また、会員は、建築設計、施工、行政、教育機関など様々な職域の建築士等であり、県内で唯一の建築関係の幅広いネットワークを有する団体である。更に、数多くの建築物等に関する調査、研究、県民や技術者向けの講習会等を実施するなど、本事業の運営能力を持っている。④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
34	建築住宅課	令和5年度 県営住宅地域対応活用 (二段階移住の推進)対応業務委託	令和5年4月7日	大分市城崎町2丁目3番32号 大分県住宅供給公社	7,258,350 円	①本委託は、選定された県営住宅(5戸)を「移住スタート施設」として設置し、移住後の住まいとなる空き家の選定及び改修に一定期間を要する移住者を対象に、目的外使用を許可することで、納得のいく空き家選び移住を促進するものである。②これを行うためには、県営住宅の現状や入居状況などを詳細に把握しているとともに、住宅の修繕業務などにも精通していることが必要である。③委託先である大分県住宅供給公社(以下「公社」という。)は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づく「管理代行」業務を受託しており、県営住宅の現状や入居状況などを詳細に把握しているとともに、住宅の修繕業務などにも精通している。また、一級建築士等専門技術者を常時雇用しており、業務計画から工事監理までの一連の業務を任せることができる相手である。
35	施設整備課	令和5年度 施委第2-24号 総合文化 センター特定天井改修工事監理業務 委託	令和5年4月19日	福岡県福岡市中央区天神1丁目12番14号株式会社日建設計 九州オフィス	55,770,000 円	①本業務は、総合文化センター特定天井改修工事の工事監理業務であり、工事内容は、総合文化センターのグランシアタ及び音の泉ホール客席の天井仕上げ材とその吊り構造部材を撤去し、新たに組み直した鉄骨に直接天井を貼るものである。 ②当ホールは高い音響性能を持つ劇場であり、改修にあたっては現状と同等の音響空間を再現することが要求されることから、音響性能に最大減配慮した天井の復元設計を行っており、施工に際しては、設計と一貫した品質管理と施工監理が不可欠である。 ③以上のことから、総合文化センターの当初設計者であり、本特定天井改修工事の基本・実施設計を行った株式会社日建設計九州オフィスと随意契約を締結した。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
36	公園・生活排水課	令和5年度大分スポーツ公園駐車場 満空情報システム運用保守業務委託	令和5年4月1日	大分市中島西2丁目1番2号 株式会社アーネット	4,418,700 円	①本業務は、大分スポーツ公園駐車場の満車空車情報を提供するため、大分県が構築した駐車場満空情報システムの円滑な運用維持と障害に対応するための保守及び予防保全を行う業務である。 ②満空情報システムの構成要素は、管理サーバ、スマートフォンアプリ、車両入出庫データ通信装置、管理運用WEB画面と技術的に多岐にわたるため、想定外のトラブルの原因特定作業に際しては、本システムの構造や動作に熟知し、専門的な技能を有する必要がある。 ③上記の要件を満たすのは、本システム開発を行い、システムの構造や動作に熟知した株式会社アーネット以外にない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	土木建築部	随意契約件数	207		2,443,402,248 円	
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
3.	7 公園・生活排水課	令和5年度パートナーシップ業務履行委託(大分スポーツ公園)	令和5年4月1日	大分市東春日町1-8 株式会社大宣	15,278,000 円	①本業務は、大分スポーツ公園の総合競技場等のネーミングライツに関し、県が昭和電工株式会社と締結したパートナーシップ協定に基づくパートナーシップ業務(総合競技場等の施設の名称表示サイン及び広告看板の保守・点検及び維持・管理、施設の使用権の提供、地域貢献・スポーツ振興事業の実施)である。 ②本業務は、大分スポーツ公園の総合競技場等の管理者としての権限に基づいて実施すべきもの、ノウハウがなければ実施できないもので構成されており、また昭和電工株式会社の意向も反映して効果的・効率的に実施しなければならない。 ③上記の理由から、指定管理者である株式会社大宣に委託して実施する旨を協定に規定している。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
38	3 公園・生活排水課	令和5年度パートナーシップ業務履 行委託(大洲総合運動公園)	令和5年4月1日	大分市青葉町1番地 ファビルス・プランニング大分共同事業体	1,990,000 円	①本業務は、大洲総合運動公園「硬式野球場」のネーミングライツに関し、県が株式会社別大興産と締結したパートナーシップ協定に基づくパートナーシップ業務(硬式野球場の施設の名称表示サインの保守・点検及び維持・管理、施設の使用権の提供、地域貢献・スポーツ振興事業の実施)を行うものである。②これを行うためには、大洲総合運動公園「硬式野球場」管理者としての権限に基づいて実施するべきもの、ノウハウがなければ実施できないもので構成されていることから、株式会社別大興産の意向も反映して効果的・効率的に実施することが必要である。 ③上記資格や技術を有するものは、指定管理者であるファビルス・プランニング大分共同事業体のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
39) 公園·生活排水課	令和5年度大分スポーツ公園広告物 掲出企業等誘致委託	令和5年4月1日	大分市東春日町1-8 株式会社大宣	1,692,680 円	①本業務は、大分スポーツ公園内に広告物を掲出する企業等を誘致するための総合的企画・計画、業務遂行管理、問題整理・対策立案、手法の決定・技術的判断、企業訪問、広告物掲出の勧誘、申請(更新)手続きの指導、広告物の管理等を行う業務である。 ②広告看板等を誘致するためには、設置スペースの空き状況や各種イベント開催情報等を随時把握し、イベント開催者やその他関連企業に積極的に働きかけるなど、効率的な広告誘致活動を行うことが必要とされる。また、申込者に対し、申請等の事務手続きについて的確に指導ができること、さらには、看板の設置及び撤去の指導、設置後の保守点検等日常の安全管理ができることが必要である。 ③上記の要件を満たすのは、常時現場に駐在し、大分スポーツ公園の管理業務及び事務手続きに精通している指定管理者の株式会社大宣以外にない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
40) 土木建築企画課	令和5年度高校生向け建設業現場体 験学習会委託業務	令和5年5月15日	大分市荷揚町4番28号 一般社団法人 大分県建設業協会	2,277,000 円	①県内の土木建築系学科に在籍する高校生が、建設現場を体験する機会を設けることで、建設産業への関心を深め、将来の就業先の候補としての意識向上を図る。 ②本事業を遂行する上で不可欠な要素は下記の2点公共・民間問わずあらゆる建設現場の実態に精通していること委託事業の対象である高校との連絡調整を円滑に行うことができること。 ③一般社団法人大分県建設業協会は建設業の健全な発達を目的とした事業を行う、建設業法上の届出を行っている県内唯一の団体であり、建設業に関する各種研修事業等の経験が豊富なこと、各支部を有し、建設現場との連絡調整を円滑に行うことが可能なこと、「おおいた建設人材共育ネットワーク」の事務局としての実績などを考慮すると、当該団体以外に適当な相手方はいない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

土木建築部 契約担当課·所名 随意契約件数 金額 2,443,402,248 円 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 契約金額 ①本業務は、以下の業務を委託するものである。 1)建設業許可に関する申請データの登録処理 2)建設業法第27条の23の規定による経営事項審査について、データの登録 処理並びにその処理結果としての「経営規模等評価結果」及び「総合評定値」の

41	土木建築企画課	令和5年度建設業許可・経営事項審査電子申請システム及び建設業情報管理システム電算処理業務		東京都中央区築地2丁目11番24号 一般財団法人 建設業情報管理センター	3,932,280 円	処理並びにその処理結果としての「経営規模等評価結果」及び「総合評定値」の 算出 3)上記1・2の処理を行うためのデータベース等の構築及び建設業情報管理シ ステムの管理 4)建設業許可・経営事項審査電子申請システムの管理・運営 ②一般財団法人建設業情報管理センターは、全国的に統一された建設業に関 する情報の収集、処理、加工及び提供に関する調査研究及び技術開発等を行 うことを目的に、国及び各都道府県が出資し設立された機関であり、契約内容で ある経営事項審査結果や、建設業許可の情報処理に係るデータベースの構築・ 管理について、全国統一的にその処理を行っており、当該業務を遂行できる相 手方は他にない。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ※ 単価契約 建設業許可電算処理料 2,200円/1件 経営事項審査電算処理料 702円/1件 ※ 建設業情報管理システム基本料 1,320,000円/2ユーザID年額 電子申請システム電算処理料 2,612,280円/円
42	別府土木事務所	令和5年度交防地対委第201-2号 積算補助業務委託	令和5年5月10日	大分市向原1丁目3番33号 公益財団法人大分県建設技術センター	1,423,400 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格 (最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な 秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
43	別府土木事務所	令和5年度大特河委第3-2号積算 補助業務委託	令和5年5月30日	大分市向原1丁目3番33号 公益財団法人大分県建設技術センター	2,783,000 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
44	大分土木事務所	令和5年度 防安国改大委第4号 積算補助業務委託	令和5年5月16日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人大分県建設技術センター	3,397,900 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格 (最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な 秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号

	土木建築部	随意契約件数	207	· 件 金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
45	大分土木事務所	令和5年度 大委第1号 保安監視装置保守点検業務委託	令和5年5月15日	福岡市南区大橋1丁目2-19 福岡芝浦電子株式会社	3,080,000 円	①本業務は、「大分港大在コンテナターミナル埠頭保安規定」に基づいて設置した保安監視装置の保守点検業務である。 ②当該施設には、設置業者(㈱東芝)の製品が機器を制御するためのソフトウェアとして使われており、点検はもとより万一故障した場合でも迅速に復旧させるためには、本ソフトウェアに精通した業者でなければ対応できない。 ③このため機器を設置した㈱東芝の点検業務委託全般の移管先である左記の業者と随意契約を締結するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
46	大分土木事務所	令和5年度 港管維単大委第1号 除草委託	令和5年5月15日	大分市豊海1丁目1-10 一般社団法人大分港清港会	7,865,000 円	①本業務は大分港の除草業務である。 ②左記団体は日常的に港内を巡回し、清掃活動を行っていることから当該委託と一貫作業が可能となる。 ③大分市が処分費の免除を行っていることから、経済的かつ適正な事業執行が可能となるため左記団体と随意契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
47	大分土木事務所	令和5年度 防災単自大委第1号 地質調査委託	令和5年4月21日	大分市高江西1丁目4323-4 タナベ環境工学株式会社	3,850,000 円	①令和5年4月17日に湯平温泉線兼用護岸等の県管理施設が崩壊した。 ②早期復旧に向けて早急に現地地質の確認を行う必要があるため、当該業務 及び現地に精通している左記の者と随意契約するもの。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
48	佐伯土木事務所	令和5年度 河改単佐第1号河川改良工事	令和5年5月22日	熊本県熊本市北区植木町 石川450-1 開成工業株式会社	2,970,000 円	①本業務は、小島第1樋門の水密ゴムの取替え工事を行うものである。 ②緊急に対応が必要である。 ③ H27河改単佐第100-5号にて止水ゴム交換施工業者であり現地に精通し、緊 急に対応できる業者は開成工業(株)である。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第5号
49	日田土木事務所	令和5年度 防災単自日委第1号 査定設計書作成委託	令和5年5月11日	日田市田島1丁目17-10 大分技術開発株式会社	2,915,000 円	①本業務は戸畑日田線の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年5月6日からの豪雨により対象路線の道路擁壁等が被災したため、 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 ③(一社)大分県測量設計コンサルタンツ協会との大規模災害時における災害協定に基づき被災状況に関する初動調査を行っており、円滑かつ早期に業務を 実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

	土木建築部	随意契約件数	207	件金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課•所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
50) 日田土木事務所	令和5年度 防災単自日委第1-2号 調査委託	令和5年5月11日	日田市中津江村栃野5301-2 大和ボーリング工業株式会社	3,960,000 円	①本業務は戸畑日田線の災害復旧に向けた調査業務である。 ②令和5年5月6日からの豪雨により対象路線の道路擁壁等が被災したため、 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に調査を行う必要がある。 ③(一社)大分県測量設計コンサルタンツ協会との大規模災害時における災害協定に基づき被災状況に関する初動調査を行っており、円滑かつ早期に業務を 実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
5	日田土木事務所	令和5年度 河災調単日委第1号 査定設計書作成委託	令和5年5月31日	日田市吹上町10-25 株式会社 東豊開発コンサルタント	5,225,000 円	①本業務は熊尾川の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年5月6日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
5:	2 日田土木事務所	令和5年度 河災調単日委第1-2号 査定設計書作成委託	令和5年5月31日	日田市中城町3-7 大日測量設計株式会社	2,519,000 円	①本業務は玖珠川等の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年5月6日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
5:	3 道路建設課	令和5年度 道橋台単道委 第1号 道路台帳調 製管理業務委託	令和5年5月8日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	9,262,000 円	①本業務は道路法第28条に規定する道路台帳図面の調製及び道路台帳データベースを変更するための電算入カシート作成等を行う道路台帳補正業務のうち県下各土木事務所ごとに補正された道路台帳図面の均一性の確認及び調整指導等である。 ②道路台帳図面の更新されたデータは、道路現況の基礎資料や地方交付税の算定基礎資料として使用するため、全県下的に均一性を図る必要がある。 ③左甚の者は、県・市町村及び建設業者に対する技術研修、道路管理業務等を主な業務としており、道路台帳補正作業に関しても実績が豊富である。また本業務に必要な道路台帳データベースのシステムに精通しており、非常に守秘性の高い当該業務を的確かつ効果的に実施できるのは左記の者をおいて他にない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	土木建築部	随意契約件数	207	件 金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
54	道路建設課	令和5年度 道橋単道委 第1-2号 道路施設 現況調査資料等作成業務委託	令和5年5月8日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	5,016,000 円	①本業務は、道路整備計画の立案、策定及び道路施設の管理に関する基礎資料を得ることを目的とした道路法第77条に基づく調査であり、国、県及び市町村が管理する道路台帳に基づき、地方交付税算定の基礎資料をとりまとめるものである。 ②上記業務は、県の情報のほか国及び市町村の情報も取り扱うため適切な情報管理が求められている。また、資料の数値を集計する際には県が保有するシステムを利用する必要がある。 ③左記の者はシステムを熟知しており、これまでの実績により本業務の資料作成についても技能が蓄積されていることから、業務を的確に行うことができる唯一の契約相手先である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
55	砂防課	令和5年度交防調砂委第213-21 号区域設定確認業務委託	令和5年5月10日	大分市新川町1丁目10-43 サーパス新川905 特定非営利活動法人 大分県砂防ボランティア 協会	5,116,100 円	①本業務は、各土木事務所が発注する土砂災害防止法に基づく基礎調査において、土石の堆積範囲等確認を行う「区域設定限査」の補助業務である。②その実施にあたっては土砂災害及び区域設定に関する高度な見識や、行政的な判断力を備えていることが求められる。 ③特定非営利活動法人大分県砂防ボランティア協会は、土砂災害防止に関わるボランティア活動等を目的に、土砂災害の情報提供、災害防止等の支援、砂防事業等に関する調査及び現場管理業務等を行うために設立された団体である。 ④上記団体は、砂防業務に長年携わった県職員のBを中心とした組織であり、会員全員が斜面判定士として登録しているなど、斜面や渓流の危険度調査、砂防・急傾斜地崩壊防止施設の構造や技術基準及び砂防行政事務などに精通し、土砂災害に対して豊富な知見を有しており、区域設定照査に関し高度な見識を備えている。 ⑤以上の理由により、本業務の目的を達成することについては、上記団体が効率的かつ効果的に実施できる唯一の団体である。 ⑥根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
56	施設整備課	令和5年度 施委第3-21号 ビーコン特定天井実 施設計業務委託	令和5年5月17日	東京都千代田区富士見1-7-12 株式会社 川口衞構造設計事務所	59,700,000 円	①本業務は、別府コンベンションセンターのアリーナ・メインエントランスホール及びレセブションホールの特定天井改修について、実施設計を行うものである。特定天井改修工事は既存建物の構造に対する影響を検討する必要がある。②今回設計を行う天井は特殊な構造・工法であり、地震が発生した際のその挙動は一般的な構造の天井とは大きく異なるため、振動実験や構造解析を基に適切な補強を行う必要がある。そのため、当該施設の設計内容を熟知した者以外では業務の履行が困難である。 ③以上のことから、当該建築物の設計者である磯崎新アトリエの再委託先として構造設計を担当し、その構造を熟知している株式会社川口衞構造設計事務所と随意契約をした。なお、磯崎新アトリエについては、現在の社内体制では本業務に対応できない旨の回答を得ている。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
57	土木建築企画課	データエントリ(経営規模等評価申請 書総合評定値請求書)業務委託	令和5年5月2日	大分市東春日17-57 株式会社 オーイーシー	2,111,032 円	①本業務は建設業法に基づく経営規模等評価申請書総合評定値請求書に係る各種データを(一財)建設業情報管理センターのシステムに適合する型に処理し、データバンチ作業等を行うことで申請書等の内容を電子化するもの。②一般競争入札を行う場合、一方の単価は予定価格以下であるが、もう一方の単価は予定価格を超過しているといった事態が想定され、自由落札方式での競争入札を行うことは不可能であることから、業務が可能な業者を広く募集して見積書を提出させ、一番安価に契約できる業者と随意契約するもの。③地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	土木建築部	随意契約件数	207	件 金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課•所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
58	別府土木事務所	令和5年度緊自急対別委第1号積算 補助業務委託	令和5年5月15日	大分市向原1丁目3番33号 公益財団法人大分県建設技術センター	3,264,800 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
59	大分土木事務所	令和5年度 橋修震単大委第1-12号 積算補助業務委託		大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人大分県建設技術センター	7,498,700 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号
60	臼杵土木事務所	臼杵土木事務所エレベーター保守点 検業務	令和5年6月1日	福岡市中央区天神4丁目1番37号 三精テクノロジーズ株式会社 九州営業所	2,574,000 円	①本業務は、臼杵土木事務所庁舎エレベーターの保守点検を行うものである。 ②上記業務には専門的な知識・技術が必要であるため指名競争入札を実施したが、応札者が一者のみで不成立であった。指名替えにより再度入札を行ったが、応札者が一者のみであった。 ③本業務は、庁舎エレベーターの適正管理のため遅滞なく業務を行う必要があったため、入札に参加した1者と随意契約を行った。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
61	玖珠土木事務所	令和5年度 道改単債玖委第1-4号 積算補助業務委託	令和5年6月19日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術セ ンター	1,889,800 円	①本業務は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本業務の成果物(設計書)は、工事発注の際に使用するものであり、大分県と 共通の積算システムで積算する必要がある。 ③予定価格(最低制限価格)設定のため必要な設計価格及びその積算には、豊 富な経験と実績及び厳格な秘匿性が求められる。上記要件を満たす者は、行政 の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する公益財団法人 建設技術センター以外にない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

上 - 2 2 4 4 4 4 7

	土木建築部	随意契約件数	207	件 金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課•所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
62	日田土木事務所	令和5年度 防災単自日委第1-3号 積算補助業務委託	令和5年6月9日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	1,270,500 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムが必要である。また、予定価格等設定のためには大分県と共通の積算システムが必要である。また、予定価格等設定の 3、3、記事と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 3、上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
63		令和5年度 橋修一単日委第1号 積算補助業務委託	令和5年6月9日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	3,515,600 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムが必要である。また、予定価格等設定の表めには大分県と共通の積算システムが必要である。また、予定価格等設定の、30上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
64		令和5年度 橋修一単日委第1-2号 積算補助業務委託	令和5年6月9日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	5,260,200 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムが必要である。また、予定価格等設定の基礎となる積算業務には、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
65	豊後高田土木事務所	令和5年度 河改単高第5-2号 河川改修工事	令和5年6月19日	豊後高田市香々地4089 株式会社 菅組	1,322,200 円	①本工事は、堤外水路の老朽化に伴う漏水で護岸傾倒が発生した箇所を応急的に防護するため、大型土のうを設置するものである。 ②今後の増水等によっては被害が拡大するおそれがあり、早急な対応が必要であるため、現地精通かつ施工に必要な資機材を有し、迅速に対応できる必要がある。 ③現地に精通し、且つ当事務所の河川等維持補修業務委託を受注しており迅速な対応ができる者は、(株)菅組だけである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

_	土木建築部	随意契約件数	207		2,443,402,248 円	
	契約担当課•所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
66	砂防課	令和5年度 交防避促砂委第1号 土砂災害啓発活動業務委託	令和5年6月7日	大分市新川町1丁目10-43 サーパス新川905 特定非営利活動法人 大分県砂防ボランティア 協会	1,804,000 円	①本業務は、土砂災害防止に対する県民の理解と関心を深めるとともに、人命、財産被害の防止に資するための啓発活動に加え、実効性のある避難行動を促進するため、地域住民に対し防災講座の開催やハザードマップの点検、地域に応じた避難時のタイムラインの作成及び避難訓練等の指導、助言を行う業務である。 ②これを行うためには、土砂災害防止法に関する高度な見識や行政的な判断力を備えていることが求められる。 ③特定非営利活動法人大分県砂防ボランティア協会は、土砂災害防止に関わるボランティア活動等を目的に、土砂災害の情報提供、災害防止等の支援、砂防事業等に関する調査及び現場管理業務等を行うために設立された団体であり、斜面や渓流の危険度調査、土砂災害警戒区域の指定、砂防・急傾斜地前壊対策施設の構造や技術基準及び砂防行政に精通し、土砂災害に対して豊富な知見を有している。そのため、本事業の目的を効率的かつ効果的に実施できる唯一の団体である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
67	施設整備課	令和5年度施委第7-21号ホーバー 立体駐車場外設計委託	令和5年6月14日	東京都江東区越中島2丁目1-38千住倉庫5 号棟 株式会社藤本壮介建築設計事務所	9,735,000 円	①本業務の対象となる施設は、令和5年度中に大分港西大分地区と大分空港とを結ぶホーバークラフトの発着施設であり、大分市側においてはターミナル、艇庫、立体駐車場等により構成される。 ②これらの設計は複雑で意匠性が高く、本設計業務においては立体駐車場やモニュメントなどの設計を行う必要があり、関係機関への申請業務、サイン計画やサインデザインなどを一体的に統括することが求められる。 ③以上のことから、ターミナル及び立体駐車場の基計事務所と随意契約した。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
68	施設整備課	令和5年度営繕積算システム等整備 業務委託	令和5年6月22日	東京都港区西新橋3-25-33 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	1,035,100 円	①公共建築工事の発注において、積算業務や毎年の単価作成業務は必要不可欠であるが、その業務量が膨大で大変であることから、県単独で一から実施することは経済的にも物理的にも困難である。このため、積算業務等の合理化・省力化を図り、システムの共同開発と共同利用を推進するため、「営繕積算システム等開発利用協議会」が設立され(国土交通省・都道府県及び政令指定都市で構成)、その後、パソコンの普及に対応するため、平成4年に設立された「(一財)建築コスト管理システム研究所」が引継ぎ、積算システムの開発や適正な建築コストの把握・分析といったコスト管理を行っているものである。②本委託案件は、「営繕積算システム等開発利用協議会」において、大分県も協議会の構成員として営繕積算システム等整備業務を当研究所に依頼すること、及び同業務に要する費用は協議会構成員の負担とすることとして承認されている。よって、当研究所と委託契約をする行うである。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	土木建築部	随意契約件数	207	件 金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
69	施設整備課	OASISひろば21共用部施設改修委 託	令和5年6月29日	大分市高砂町2番50号 株式会社エフ・ティー・シー大分	66,356,892 円	①(株)エフ・ティー・シー大分は、平成10年8月に大分県、NHK、同社の3者で締結した施設管理規約第12条第2項により、OASISひろば21共用部の管理者として定められている。本委託業務についても共用部の管理業務の一環であることから、同規約第12条第4項の規定により、同社と委託契約を行うものである。 ②また、同社は、日常の施設管理運営も行っていることから、具体的な改修計画の策定にあたり、施設利用者や関係者との調整等で効率的な執行が可能である。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
70	公園·生活排水課	令和5年度 都公単第5号芝補植工 事	令和5年6月15日	東京都台東区台東1丁目27番11号 雪印種苗株式会社 東京事務所	7,590,000 円	①本業務は、レゾナックドームの既存芝の強化策として補植の試験施工を行うものである。 ②これを行うためには、レゾナックドームの環境条件を熟知したうえで、施工、育成管理、養生など、専門的な知識や技術が必要である。 ③上記知識や技術を有する者は雪印種苗株式会社のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
71	大分土木事務所	令和5年度 河災調単大委第1号 測量設計業務委託	令和5年7月19日	由布市湯布院町川南11-3 精巧エンジニアリング株式会社	3,454,000 円	①令和5年6月30日から令和5年7月3日の梅雨前線豪雨により、県管理の護岸等が被災した。 ②災害査定に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、現地の状況に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
72	大分土木事務所	令和5年度 河災調単大委第1-2号 測量設計業務委託	令和5年7月19日	大分市豊海3-7-7 株式会社日建コンサルタント	7,700,000 円	①令和5年6月30日から令和5年7月3日の梅雨前線豪雨により、県管理の護岸等が被災した。 ②災害査定に向けて、早急に測量設計を行う必要があるため、現地の状況に精通している左記の者と随意契約を締結するもの。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
73	竹田土木事務所	ダムメ加委第205号 電気設備更新委託	令和5年7月11日	大分市弁天二丁目7番1号 柳井電機工業株式会社	2,860,000 円	①令和5年6月28日、稲葉ダム管理事務所にて落雷があり、予備発電機の一部が損傷した。 ②現在出水期中であり、早急に部品などを取り替える必要があることから、当該施設を施工した業者と契約したため。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
74	竹田土木事務所	河災調単竹委第1号 測量設計委託	令和5年7月27日	竹田市大字吉田2041番地1 株式会社豊西測量設計	7,590,000 円	①令和5年6月28日~7月11日にかけての梅雨前線豪雨により河川、道路が被災した。 ②災害査定にむけて早期に測量及び設計を行う必要があることから、現地に精通した早期対応が可能な業者と契約したため。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

十太建筑部 随音却約胜数 件 全妇 2 443 402 248 円 207

	土木建築部	随意契約件数	207		2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
75	玖珠土木事務所	令和5年度 河災調単玖委第1号 測量設計委託	令和5年7月10日	玖珠郡玖珠町大字塚脇163番地の8 公月測量設計株式会社	1,694,000 円	①本業務は、令和5年6月の梅雨前線豪雨により被災した国道387号にかかる 測量設計業務である。 ②災害からの迅速な復旧を図るため、早急に測量設計を実施する必要がある。 ③当該業務に実績があり、迅速に対応できるのは公月測量設計(株)のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
76	玖珠土木事務所	令和5年度 河災調単玖委第1-2号 測量設計委託	令和5年7月10日	由布市湯布院町川南11番地3 精巧エンジニアリング株式会社	2,167,000 円	①本業務は、令和5年6月の梅雨前線豪雨により被災した田野野上線にかかる 測量設計業務である。 ②災害からの迅速な復旧を図るため、早急に測量設計を実施する必要がある。 ③当該業務に実績があり、迅速に対応できるのは精巧エンジニアリング(株)の みである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
77	日田土木事務所	令和5年度 道維環単日委第2号 道路維持補修業務委託	令和5年7月26日	日田市西有田1177番地の2 有限会社佐藤産業	6,488,900 円	①本業務は宝珠山日田線における道路維持補修業務委託である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象路線において崩土等が発生し、交通に支障をきたしており、社会生活への影響も大きいため、緊急的な啓開・復旧が必要である。 また、今後の出水による再度の災害を防ぐためにも、現地での緊急的な予防措置等を実施する必要がある。 ③委託業者については、大分県建設業協会日田支部との「災害時等における緊急作業についての協定書」に基づき、被災状況に関する初動対応等を行っており、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
78	日田土木事務所	令和5年度 緊自砂改日委第1号 測量委託	令和5年7月31日	中津市大字上池永1285-10 松本技術コンサルタント株式会社	12,760,000 円	①本業務は露木川の災害復旧に向けた測量業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
79	日田土木事務所	令和5年度 緊自砂改日委第1-2号 設計委託	令和5年7月31日	中津市大字上池永1285-10 松本技術コンサルタント株式会社	11,110,000 円	①本業務は露木川の災害復旧に向けた設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に設計を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

土木建築部 随意契約件数 2.443.402.248 円 契約担当課•所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本業務は宝珠山日田線、和田大鶴停車場線の災害復旧に向けた測量設計業 務である。 令和5年度 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川の道路等が被災したため、今後 日田市日ノ出町9-1 河災調単日委第1-6号 令和5年7月31日 6.568.100 円 の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 80 日田土木事務所 有限会社測量企画センター ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで **查定設計書作成委託** きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は鶴河内川等の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 令和5年度 11,033,000 円 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 |大分市下郡北3丁目24番3号 日田土木事務所 河災調単日委第1-10号 令和5年7月31日 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで 株式会社建設コンサルタントサニー 查定設計書作成委託 きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は熊尾川等の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 令和5年度 9,405,000 円 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 豊後大野市清川町臼尾906-1 日田土木事務所 |河災調単日委第1-12号 令和5年7月31日 株式会社共和測量設計 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで **查定設計書作成委託** きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は真弓川等の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 令和5年度 9.441,300 円 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで 大分市畑中二丁目7番42号 83 日田土木事務所 河災調単日委第1-13号 令和5年7月31日 東洋技術株式会社 查定設計書作成委託 きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は花月川等の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 令和5年度 佐伯市大字上岡2270 |今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 河災調単日委第1-14号 令和5年7月31日 13.530.000 円 日田土木事務所 九建設計株式会社 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで **查定設計書作成委託** きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は露木川等の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 令和5年度 9,515,000 円 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 国東市国東町鶴川1612番地7 河災調単日委第1-15号 令和5年7月31日 85 日田土木事務所 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで 九豊コンサルタント株式会社 查定設計書作成委託 きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

	土木建築部	随意契約件数	207		2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
86	中津土木事務所	令和5年度 砂調災中委第1号 測量設計委託	令和5年7月11日	中津市大字上池永1285-10 松本技術コンサルタント 株式会社	7,535,000 円	①本業務は、令和5年7月の豪雨により発生した高内川②及び高内川③の土石流災害について、被災状況を調査し資料を作成する業務である。 ②本業務の成果を基に、災害関連緊急砂防事業の事業認可申請を予定していることから、そのスケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、地元業者であり、過去に発生した災害においても類似業務を行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
87	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1号 測量設計委託	令和5年7月20日	中津市大字万田602-2 日進コンサルタント 株式会社	14,410,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧 工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定の スケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、地元業者であり、過去に発生した災害においても類似業務を 行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
88	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-2号 測量設計委託	令和5年7月20日	中津市大字万田602-2 日進コンサルタント 株式会社	10,560,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧 工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定の スケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、地元業者であり、過去に発生した災害においても類似業務を 行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
89	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-3号 地質調査委託	令和5年7月20日	中津市大字万田602-2 日進コンサルタント 株式会社	4,180,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害の復旧工事の基礎資料となる地質調査を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定のスケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、地元業者であり、過去に発生した災害においても類似業務を行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
90	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-11号 測量設計委託	令和5年7月20日	中津市大字万田602-2 日進コンサルタント 株式会社	14,850,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧 工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定の スケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、地元業者であり、過去に発生した災害においても類似業務を 行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

	土木建築部	随意契約件数	207	件 金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
91	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-12号 測量設計委託	令和5年7月20日	中津市大字万田602-2 日進コンサルタント 株式会社	11,770,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定のスケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、地元業者であり、過去に発生した災害においても類似業務を行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
92	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-21号 測量設計委託	令和5年7月20日	大分市大字曲936番地1 九州建設コンサルタント 株式会社	9,350,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定のスケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、山国川広域河川改修事業の設計業務を行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
93	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-22号 測量設計委託	令和5年7月20日	大分市大字曲936番地1 九州建設コンサルタント 株式会社	10,714,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定のスケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、山国川広域河川改修事業の設計業務を行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
94	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-23号 測量設計委託	令和5年7月20日	大分市大字曲936番地1 九州建設コンサルタント 株式会社	10,725,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定のスケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、山国川広域河川改修事業の設計業務を行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
95	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-31号 測量設計委託	令和5年7月20日	宇佐市大字森山1813-5 ダイエーコンサルタント 株式会社	11,275,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定のスケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、地元業者であり、過去に発生した災害においても類似業務を行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

	土木建築部	随意契約件数	207		2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
96	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-32号 測量設計委託	令和5年7月20日	中津市中央町2丁目6番1号 日豊サーベー 株式会社	3,124,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定のスケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、地元業者であり、過去に発生した災害においても類似業務を行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
97	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-41号 測量設計委託	令和5年7月20日	中津市大字上池永1285-10 松本技術コンサルタント 株式会社	17,160,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定のスケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、地元業者であり、過去に発生した災害においても類似業務を行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
98	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-42号 測量設計委託	令和5年7月20日	中津市大字上池永1285-10 松本技術コンサルタント 株式会社	16,720,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧 工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定の スケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、地元業者であり、過去に発生した災害においても類似業務を 行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
99	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-43号 測量設計委託	令和5年7月20日	中津市大字上池永1285-10 松本技術コンサルタント 株式会社	18,535,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧 工法の検討、測量、設計等を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定の スケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、地元業者であり、過去に発生した災害においても類似業務を 行った実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
100	豊後高田土木事務所	令和5年度 緊自砂再高委第11号 測量設計委託	令和5年7月5日	豊後高田市新地1952番地3 株式会社 キョウワ	3,784,000 円	①本業務は、令和5年6月30日から7月1日までの梅雨前線豪雨にて、被災を受けた田ノロ川(嵌入保護工L=5m)、小河内香々地線(法面工L=20m)の測量設計を実施するものである。 ②早期復旧に向け、早急な対応が求められるため、現地に精通しており、業務を円滑に実施できる必要がある。 ③上記技術を有する者は、(株)キョウワのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

土木建築部 随意契約件数 2.443.402.248 円 契約担当課·所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本業務は、令和5年7月10日の梅雨前線豪雨にて、被災を受けた管内の河 川、砂防指定河川の測量設計を実施するものである。 令和5年度 豊後高田市新地1952番地3 9,328,000 円 ②早期復旧に向け、早急な対応が求められるため、現地に精通しており、業務を円滑に実施できる必要がある。 101 豊後高田土木事務所 河改単高委第5-2号 令和5年7月13日 株式会社 キョウワ 測量設計委託 ③上記技術を有する者は、(株)キョウワのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本工事は、令和5年7月10日の梅雨前線豪雨にて、被災し護岸崩壊が発生し た箇所を応急的に保護するため大型土のうを設置するものである。 令和5年度 ②今後の増水等によっては被害が拡大する恐れがあり、早急な対応が必要であ 豊後高田市高田2106番地1 令和5年7月13日 河改単高第5-3号 330,000 円 るため、現地に精通し、迅速に対応できる必要がある。 102 豊後高田土木事務所 高田建設 株式会社 ③現地に精通し、且つ当事務所の河川等維持補修業務委託を受注しており迅速 河川改修工事 な対応ができる者は、高田建設(株)だけである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は、令和5年7月10日の梅雨前線豪雨にて、被災を受けた管内の河川 の浸水カルテを作成し、今後の治水対策の基礎資料とするものである。 令和5年度 1,474,000 円 (②現地に浸水痕跡が残っている間に早急な調査し浸水カルテを作成することが 求められるため、現地に精通しており、業務を円滑に実施できる必要がある。 豊後高田市新地1952番地3 103 豊後高田土木事務所 河改単高委第5-3号 令和5年7月14日 株式会社 キョウワ 測量委託 ③上記技術を有する者は、(株)キョウワのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は、三重新殿線バイパス(牟礼前田工区)[豊後大野市三重町上田原] で施工予定の道路改良工事(橋梁下部工)における積算補助業務である。 ②設計額を算出するためには、県と共通の積算システムを使用し、技術的な知 令和5年度交付地改野 委 第7-3 大分市向原西1丁目3番33号 令和5年6月26日 104 豊後大野土木事務所 2.522.300 円 識・経験、各工種の単価、県所定の諸経費率等を把握する必要がある。 公益財団法人 大分県建設技術センター ③上記技術を有する者は、行政の補完・支援のために設立された公益財団法人 大分県建設技術センターである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

大分市向原西1丁目3番33号

公益財団法人 大分県建設技術センター

令和5年6月26日

令和5年度交付地改野 委 第7-2

105 豊後大野土木事務所

①本業務は、三重新殿線バイパス(牟礼前田工区)[豊後大野市三重町上田原]で施工予定の道路改良工事(橋梁下部工)における積算補助業務である。 ②設計額を算出するためには、県と共通の積算システムを使用し、技術的な知

③上記技術を有する者は、行政の補完・支援のために設立された公益財団法人

3.397.900 円 識・経験、各工種の単価、県所定の諸経費率等を把握する必要がある。

④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

大分県建設技術センターである。

	土木建築部	随意契約件数	207	件 金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課•所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
106	施設整備課	OASISひろば21共用部管理業務委 託	令和5年7月21日	大分市高砂町2番50号 株式会社エフ・ティー・シー大分	74,052,990 円	①株式会社エフ・ティー・シー大分は、平成10年8月に大分県、NHK、同社の3 者で締結した施設管理規約第12条第2項により、OASISUろば21共用部の管理者として定められている。 本委託業務についても共用部の管理業務の一環であることから、同規約第12 条第4項の規定により、同社に委託する。 ②また、同社は、施設の構造や機能に熟知しており、日常の施設管理運営も行っていることから、施設利用者や関係者との調整等、効率的な執行が可能である。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
107	国東土木事務所	令和5年度 河災調単国委第1号 測量設計委託	令和5年8月2日	国東市国東町鶴川1612番地7 九豊コンサルタント株式会社	3,410,000 円	①本業務は、岐部川および竹田津川の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月9日からの梅雨前線豪雨により、河川護岸が崩壊し安全性に支障を来している社会生活への影響も大きいため、緊急的な復旧が必要である。また、今後の出水による再度の災害を防ぐためにも早急に測量設計を行い復旧計画を立案する必要がある。 ③委託業者については、一般社団法人大分県測量設計コンサルタンツ協会との大規模災害時における災害協定に基づき、被災状況に関する初動調査を行っており、円滑かつ早期に業務を実施することが出来る「九豊コンサルタント株式会社」を選定した。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
108		令和5年度 河災調単別委 第1号 測量設計業務委託	令和5年8月2日	別府市上人本町1番1号 株式会社 ツツミ技研	4,345,000 円	①本業務は、令和5年6月末~7月上旬の梅雨前線豪雨により被災した箇所の 測量設計をおこなう業務である。 ②本業務は公共土木施設災害復旧事業として災害査定申請を行うために早急 に実施する必要がある。 ③株式会社ツツミ技研は当該業務に実績があり、現地に精通している業者であ る。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
109		令和5年度 河災調単別委 第1-2 号 測量設計業務委託	令和5年8月2日	杵築市大字守江1057番地の15 杵築測量設計 株式会社	4,180,000 円	①本業務は、令和5年6月末~7月上旬の梅雨前線豪雨により被災した箇所の 測量設計をおこなう業務である。 ②本業務は公共土木施設災害復旧事業として災害査定申請を行うために早急 に実施する必要がある。 ③杵築測量設計株式会社は当該業務に実績があり、現地に精通している業者 である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

	土木建築部	随意契約件数	207		2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
110	大分土木事務所	令和5年度 港起債大第3-2号 コンテナクレーン更新工事監理業務 委託	令和5年8月29日	東京都港区西新橋1-20-9 TSRビル 一般社団法人 港湾荷役システム協会	15,125,000 円	①本業務は、大分港大在地区の1号コンテナクレーン更新工事に伴う工事監理業務である。 ②業務遂行に当たり、港湾の荷役機械等に精通した特殊な技術力と豊富な経験・判断力を有していることが不可欠である。 ③本更新工事発注仕様書作成をはじめ、既存のコンテナクレーン基本設計や大在公共埠頭平面設計等の業務実績があり、本工事に関する予備的知識や豊富な情報を十分に備え、的確に業務の遂行が可能な左記の者と随意契約を締結する。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
111	大分土木事務所	令和5年度 砂改災大第1号 測量委託	令和5年7月4日	大分市花園1-12-47 株式会社 アイエステー 大分支店	13,970,000 円	①6月30日未明の大雨により土砂災害が発生し、住民1名が巻き込まれた。更なる崩壊が発生する恐れがあり、崩壊による二次災害(救助活動者の被災、天然ダムの形成及び決壊時における河川氾濫の恐れ、崩壊箇所上部にある県道の被災)が懸念される。 ②早急な復旧計画立案のため、地形図及び二次災害発生に備えた監視体制の構築が必要である。 ③昨年度管内で発生した同様の災害(柏野地区)をはじめ、県内で多数の対応実績があり、かつ近隣で業務を行っており至急の対応が可能な左記の者と随意契約を締結する。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
112	大分土木事務所	令和5年度 砂改災大第1-2号 調査委託	令和5年7月4日	大分市花園1-12-47 株式会社 アイエステー 大分支店	13,640,000 円	①6月30日未明の大雨により土砂災害が発生し、住民1名が巻き込まれた。更なる崩壊が発生する恐れがあり、崩壊による二次災害(救助活動者の被災、天然ダムの形成及び決壊時における河川氾濫の恐れ、崩壊箇所上部にある県道の被災)が懸念される。 ②二次災害発生に備えた伸縮計棟の観測業務が必要である。 ③昨年度管内で発生した同様の災害(柏野地区)をはじめ、県内で多数の対応実績があり、かつ近隣で業務を行っており至急の対応が可能な左記の者と随意契約を締結する。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
113		令和5年度 砂改災大第1-3号 調査委託	令和5年7月19日	大分市花園1-12-47 株式会社 アイエステー 大分支店		①6月30日未明の大雨により土砂災害が発生し、住民1名が巻き込まれた。更なる崩壊が発生する恐れがあり、崩壊による二次災害(救助活動者の被災、天然ダムの形成及び決壊時における河川氾濫の恐れ、崩壊箇所上部にある県道の被災)が懸念される。 ②復旧方法の早急な設計のため、地質調査が必要である。また、国の補助事業である災害関連緊急地すべり事業の採択を埋めるための申請書を早急に作成する必要がある。 ③昨年度管内で発生した同様の災害(柏野地区)をはじめ、県内で多数の対応実績があり、かつ近隣で業務を行っており至急の対応が可能な左記の者と随意契約を締結する。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

土木建築部 随意契約件数 2.443.402.248 円 契約担当課·所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①令和5年8月9日の台風6号により、阿蘇野川の護岸等河川管理施設が被災 令和5年度 した。 大分市大字羽田930-1 河災調単大委第1-3号 令和5年8月17日 2,112,000 円 ②災害査定に向けて、早急に測量設計を行う必要がある。 ③現地の状況に精 114 大分土木事務所 株式会社 冨士設計 通している左記の者と随意契約を締結するもの。 測量設計業務委託 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は、台風6号による海岸漂着物等の回収・処理を行うものである。 令和5年度 1,430,000 円 ②緊急に対応が必要である。 ③同種業務の実績があり迅速に対応可能な山田建設(株)と契約したもの。 佐伯市米水津大字浦代浦400-1 115 佐伯土木事務所 海漂対河佐委第202号 令和5年8月21日 山田建設株式会社 海岸漂着物処理業務委託 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第5号 ①本業務は宝珠山日田線における道路維持補修業務委託である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象路線において崩土等が発生し、交通 に支障をきたしており、社会生活への影響も大きいため、緊急的な啓開・復旧が 必要である。 2,541,000 円 また、今後の出水による再度の災害を防ぐためにも、現地での緊急的な予防性需要を生せた。 令和5年度 日田市城町1-2-54 116 日田土木事務所 道維環単日委第2-2号 令和5年8月1日 池部土木株式会社 措置等を実施する必要がある。 道路維持補修業務委託 ③委託業者については、大分県建設業協会日田支部との「災害時等における緊 急作業についての協定書」に基づき、被災状況に関する初動対応等を行ってお り、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は鶴河内川、熊尾川の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川護岸等が被災したため、今後の 令和5年度 9,405,000 円 出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 日田市吹上町10番25号 河災調単日委第1-3号 117 日田土木事務所 令和5年8月2日 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで 株式会社東豊開発コンサルタント 查定設計書作成委託 きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は鶴河内川の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 令和5年度 12,155,000 円 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 日田市田島1丁目17番10号 河災調単日委第1-4号 118 日田土木事務所 令和5年8月2日 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで 大分技術開発株式会社 查定設計書作成委託 きる左記業者と契約するもの。

④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

	土木建築部	随意契約件数	207		2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
119	日田土木事務所	令和5年度 河災調単日委第1-5号 査定設計書作成委託	令和5年8月2日	日田市大字田島583番地8 大日測量設計株式会社		①本業務は大肥川の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
120	日田土木事務所	令和5年度 河災調単日委第1-7号 査定設計書作成委託	令和5年8月2日	中津市大字万田602番地2 日進コンサルタント株式会社	16,060,000 円	①本業務は小野川、釜ヶ瀬川、宝珠山日田線の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川等の河川護岸等が被災したため、今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
121	日田土木事務所	令和5年度 河災調単日委第1-8号 査定設計書作成委託	令和5年8月2日	津久見市大字津久見515番地 東洋測量設計株式会社	19,415,000	①本業務は小野川の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象河川の河川護岸等が被災したため、 今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
122	日田土木事務所	令和5年度 河災調単日委第1-9号 査定設計書作成委託	令和5年8月8日	別府市上人本町1番1号 株式会社ツツミ技研	15,290,000 円	①本業務は国道442号、西大山大野日田線等の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象路線等の河川護岸等が被災したため、今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
123	日田土木事務所	令和5年度 河災調単日委第1-11号 査定設計書作成委託	令和5年8月16日	大分市下郡北3丁目24番3号 株式会社建設コンサルタントサニー	12,045,000 円	①本業務は国道386号、宝珠山日田線等の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象路線の道路施設等が被災したため、今後の出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

十太建筑部 随音却约胜数 207 샏 全妇 2 4 4 3 4 0 2 2 4 8 🕮

_	土木建築部	随意契約件数	207	件金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
124	日田土木事務所	令和5年度 河災調補日委第1号 査定設計書作成委託	令和5年8月8日	大分市花園1丁目12番47号 株式会社アイエステー大分支店	12,540,000 円	①本業務は宝珠山日田線の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象路線の法面が被災したため、今後の 出水による再度の災害を防ぐために早急に測量設計を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
125	日田土木事務所	令和5年度 河災調補日委第1-2号 調査委託	令和5年8月14日	別府市船小路町3番43号 明大工業株式会社	9,592,000 円	①本業務は宝珠山日田線の災害復旧に向けた地質調査業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象路線の道路施設等が被災したため、 今後間を置くことなく行われる災害査定に向け、早期に設計業務で必要な地質 調査を行い、復旧計画の立案を急ぐ必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
126	日田土木事務所	令和5年度 河災調補日委第1-3号 調査委託	令和5年8月14日	大分市大字鶴崎2002番地の1 株式会社ソイルテック	15,367,000 円	①本業務は宝珠山日田線の災害復旧に向けた地質調査業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象路線の道路施設等が被災したため、 今後間を置くことなく行われる災害査定に向け、早期に設計業務で必要な地質 調査を行い、復旧計画の立案を急ぐ必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
127	日田土木事務所	令和5年度 河災調補日委第1-4号 調査委託	令和5年8月17日	大分市高江西1-4323-4 タナベ環境工学株式会社	5,676,000 円	①本業務は西大山大野日田線の災害復旧に向けた地質調査業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象路線の道路施設等が被災したため、 今後間を置くことなく行われる災害査定に向け、早期に設計業務で必要な地質 調査を行い、復旧計画の立案を急ぐ必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することがで きる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
128	日田土木事務所	令和5年度 交付観改日委第2号 積算補助業務委託	令和5年8月14日	大分市向原西1丁目3番33号 公益社団法人大分県建設技術センター	3,397,900 円	①本委託は、栃野西大山線で施工予定の新上蕨野橋工事における積算補助業務である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムが必要である。また、予定価格等設定の基礎となる積算業務には、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

土木建築部 随意契約件数 2.443.402.248 円 契約担当課·所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本委託は、吉竹川の砂防堰堤工事における積算補助業務である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う 令和5年度 ためには大分県と共通の積算システムが必要である。また、予定価格等設定の |大分市向原西1丁目3番33号 令和5年8月24日 129 日田土木事務所 交防通砂委第21号 1,444,300 円 基礎となる積算業務には、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 公益社団法人大分県建設技術センター ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 積算補助業務委託 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ①本業務は小野地区の災害復旧に向けた押さえ盛土縦排水路設計業務であ ②令和5年7月10日からの豪雨により当地区の水路から水が溢れ、盛土部表 令和5年度 面に水が流れたことで被害が生じた。現設計の是正を当社が設計していたが、こ 大分市城崎町2丁目4番32号 令和5年8月8日 130 日田土木事務所 砂改災日委第1号 4.510.000 円 れを施工する前に被災したことから、その状況を踏まえ改めて水路の設計を行 日本工営株式会社大分事務所 い早急に今後の出水による再度の災害を防ぐ必要がある。 設計委託 ③この同地区に詳細設計を行った実績があり、円滑かつ早期に業務を実施する ことができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は、砂防災害関連緊急事業高内川②における、土石流対策を目的とし た砂防施設の設計のための測量業務である。 ②令和5年7月の豪雨で山国町槻木の高内川②において土石流が発生し、家 令和5年度 屋・市道が被災した。再度の被害を防ぐため、緊急に砂防堰堤詳細設計に伴う 中津市大字上池永1285-10 131 中津土木事務所 緊急砂委第2号 令和5年8月10日 9.845.000 円 現地測量を行う必要がある。 松本技術コンサルタント 株式会社 ③当該箇所で事業採択資料作成業務を実施中で、現地に精通しており早急に業 測量委託 務を実施できること、また、他の土木事務所で同様の業務の実績があることか ら、当該業者と随意契約を締結する。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

中津市大字上池永1285-10

松本技術コンサルタント 株式会社

令和5年8月10日

令和5年度

設計委託

緊急砂委第2-2号

132 中津土木事務所

①本業務は、砂防災害関連緊急事業高内川②における、土石流対策を目的とし

②令和5年7月の豪雨で山国町槻木の高内川②において土石流が発生し、家

屋・市道が被災した。再度の被害を防ぐため、緊急に砂防堰堤詳細設計を行う

③当該箇所で事業採択資料作成業務を実施中で、現地に精通しており早急に業

務を実施できること、また、他の土木事務所で同様の業務の実績があることか

た砂防施設の詳細設計業務である。

ら、当該業者と随意契約を締結する。

④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10.725.000 円 必要がある。

十太建筑部 随音却約胜数 件 全妇 2 443 402 248 円 207

	土木建築部 随意契約件数 207 件		件金額	2,443,402,248 円		
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
133		令和5年度 緊急砂委第3号 測量委託	令和5年8月10日	中津市大字上池永1285-10 松本技術コンサルタント 株式会社	8,415,000 円	①本業務は、砂防災害関連緊急事業高内川③における、土石流対策を目的とした砂防施設の設計のための測量業務である。 ②令和5年7月の豪雨で山国町槻木の高内川③において土石流が発生し、家屋・市道が被災した。再度の被害を防ぐため、緊急に砂防堰堤詳細設計に伴う現地測量を行う必要がある。 ③当該箇所で事業採択資料作成業務を実施中で、現地に精通しており早急に業務を実施できること、また、他の土木事務所で同様の業務の実績があることから、当該業者と随意契約を締結する。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
134		令和5年度 緊急砂委第3-2号 設計委託	令和5年8月10日	中津市大字上池永1285-10 松本技術コンサルタント 株式会社	10,835,000 円	①本業務は、砂防災害関連緊急事業高内川③における、土石流対策を目的とした砂防施設の詳細設計業務である。 ②令和5年7月の豪雨で山国町槻木の高内川③において土石流が発生し、家屋・市道が被災した。再度の被害を防ぐため、緊急に砂防堰堤詳細設計を行う必要がある。 ③当該箇所で事業採択資料作成業務を実施中で、現地に精通しており早急に業務を実施できること、また、他の土木事務所で同様の業務の実績があることから、当該業者と随意契約を締結する。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
135	道路保全課	日豊本線 大在〜坂ノ市間 145k240m付近竹下橋外15橋の点検 調査協定	令和5年8月10日	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21 号 九州旅客鉄道株式会社	25,846,000 円	①本業務の内容は、JR日豊本線を跨ぐ竹下橋外10橋の橋梁定期点検に必要となる検電接地、足場工、線路閉鎖工事監督、線路養生工を行う業務である。 ②本業務は、JR営業線に影響を及ぼすため、列車の保安上、鉄道管理者に委託する必要がある。 ③鉄道管理者は、九州旅客鉄道株式会社である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
136	砂防課	令和5年度 交防情基砂委第1号 河川砂防情報システム詳細設計業務	令和5年8月17日	大分市萩原2-1-5 株式会社東京建設コンサルタント 大分営業所	44,814,000 円	①本業務は、「令和3年度交防情基急委第1号設計委託」にて検討した副統制局の機能拡大、クラウドサービスの一部導入、システムのスリム化との方向性・思想、「令和3年度交防情基ダ委第4-4号ダム情報基盤設備設計委託」により進めている機器更新の現状と方針を踏まえ、「大分県における最適な情報システム構築」に向け、最新の情報通信技術の活用を念頭においた細部の詳細設計を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、2社から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った株式会社東京建設コンサルタント大分営業所と契約したものである。 ③根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号

随意契約件数 土木建築部 2.443.402.248 円 契約担当課·所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本業務は、県内建設会社の技術者を対象に、ICTに関する技術力向上のため の講習会・相談会の運営を行うものである。 令和5年度 8,087,200 円 ②これを行うためには、ICT技術に関する高度な技術力と情報量及び官公庁へのサポエを関する。 東京都港区芝公園3丁目5番8号 137 建設政策課 建政DX第1号 令和5年8月24日 の技術支援実績が必要である。 ·般社団法人 日本建設機械施工協会 大分県ICT講習会運営等業務委託 ③上記の技術力及び実績を有する唯一の業者である。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 本業務は、乙原地区における砂防改修工事である。 ②本箇所である、住宅裏の斜面では転石や地表面の浸食がみられ、早急の対 策を要している状況である。 令和5年度 別府市船小路町3番43号 一方、今回の業務箇所は、乙原地区の地すべり工事とも近接しており、一体的 138 別府土木事務所 令和5年9月28日 4,838,900 円 砂改別 第1号 砂防改修工事 明大工業 株式会社 な作業による経費の節減も期待できる。 ③契約の相手方である明大工業株式会社は、現地に精通しており、迅速かつ適 切な履行を十分担保できる会社である。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また予定価格 令和5年度 大分市向原西1丁目3番33号 3,142,700 円 (最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な 秘匿性が必要である。 令和5年9月27日 139 大分土木事務所 港施維単大委第1号 公益財団法人 大分県建設技術センター **積算補助業務委託** ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号 ①本業務は大分港の除草業務である。 ②左記団体は日常的に港内を巡回し、清掃活動を行っているため当該委託との 令和5年度 大分市豊海1丁目1-10 140 大分土木事務所 港管維単大委第1-4号 令和5年9月15日 ③当該団体は、大分市が雑草の処分費の免除を行っており、経済的かつ適正な -般社団法人 大分港清港会 除草委託 事業執行が可能となるため、左記団体と随意契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第7号 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また予定価格 1,889,800 円 松底州は一番では、 1,889,800 円 松底州は、 1,889,800 円 松底州は、 1,889,800 円 松底州は、 1,889,800 円 松底 1,88 令和5年度

大分市向原西1丁目3番33号

公益財団法人 大分県建設技術センター

秘匿性が必要である。

③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊

富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号

令和5年9月13日

141 大分土木事務所

港起債大委第6-3号

精算補助業務委託

土木建築部 随意契約件数 2.443.402.248 円 契約担当課·所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また予定価格 令和5年度 5,758,500 円 (最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な 秘匿性が必要である。 大分市向原西1丁目3番33号 142 大分土木事務所 都計改委第1-4号 令和5年8月4日 公益財団法人 大分県建設技術センター **積算補助業務委託** ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また予定価格 令和5年度 大分市向原西1丁目3番33号 7,487,700 円 (最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 令和5年8月4日 143 大分土木事務所 都計改委第1-5号 公益財団法人 大分県建設技術センター 積算補助業務委託 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また予定価格 令和5年度 5,659,500 円 (最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な 秘匿性が必要である。 大分市向原西1丁目3番33号 144 大分土木事務所 都計改委第1-6号 令和5年8月4日 公益財団法人 大分県建設技術センター **積算補助業務委託** ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格 令和5年度 6,721,000 円 (最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格なる程準となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な 大分市向原西1丁目3番33号 145 大分土木事務所 都計改委第1-7号 **令和5年8月4日** 秘匿性が必要である。 公益財団法人 大分県建設技術センター 積算補助業務委託 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号 ①本業務は、台風6号により被災した施設の測量設計を行うものである。 令和5年度 7,590,000 円 ②緊急に対応が必要である。 佐伯市弥生大字井崎495-2 146 佐伯土木事務所 河災調単佐委第1号 令和5年8月21日 株式会社サザンテック ③類似業務の実績があり迅速に対応可能な(株)サザンテックと契約したもの。 測量設計委託 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第5号

土木建築部 随意契約件数 2.443.402.248 円 金額 契約担当課·所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本業務は、令和5年6月からの梅雨前線豪雨により被災した国道387号の復 旧工事を行うものである。 令和5年度 ②被災により一般交通に影響が生じており、また今後の降雨により被害の拡大 玖珠郡玖珠町大字町田547-4 令和5年7月12日 16,968,600 円 が懸念されるため、早期の対応が必要である。 147 玖珠土木事務所 災国応道第900号 株式会社 九重緑化産業 ③早期に対応が可能なのは、当路線の道路維持委託業者であり、現地に精通し 道路災害復旧工事 た(株)九重緑化産業のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は、令和5年7月8日からの雨により玖珠土木管内の被災した県管理の 令和5年度 河川改修工事である。 玖珠郡玖珠町大字太田255-5 2.602.600 円 ②今後の出水による被害を防ぐために早期の対応が必要である。 河緊災単玖 第1号 令和5年7月21日 148 玖珠土木事務所 株式会社 藤建興業 ③早期に対応が可能なのは、現地に精通した(株)藤建興業のみである。 河川改修工事 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は台風6号に伴う令和5年8月9日からの雨により、県管理の河川に大 令和5年度 型の土のうを設置する工事である。 玖珠郡玖珠町大字田野2415番地629 令和5年8月17日 1,232,000 円 ②今後の出水による被害を防ぐために早期の対応が必要である。 149 玖珠土木事務所 河緊災単玖 第1-2号 有限会社 田川建設 ③早期に対応が可能なのは、現場に精通した(有)田川建設のみである。 災害復旧工事 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は令和5年6月30日から7月11日までの梅雨前線豪雨により町田川外 において広域にわたり公共土木施設に被害が発生していることから、災害の速 やかな復旧を図るため、災害査定実施に向けた測量及び設計を行うものであ 令和5年度 玖珠郡玖珠町大字塚脇163-8 14,421,000 円 る。 ②災害の速やかな復旧を図るために災害査定実施に向けた測量及び設計が必 河災調単玖委 第1-3号 令和5年7月13日 150 玖珠土木事務所 公月測量設計 株式会社 測量設計委託 要である。 ③円滑かつ早期に対応できるのは公月測量設計(株)のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は令和5年6月30日から7月11日までの梅雨前線豪雨により町田川外 において広域にわたり公共土木施設に被害が発生していることから、災害の速 やかな復旧を図るため、災害査定実施に向けた測量及び設計を行うものであ 令和5年度 大分市田中町一丁目1番8号 3,058,000 円 る。 ②災害の速やかな復旧を図るために災害査定実施に向けた測量及び設計が必 151 玖珠土木事務所 河災調単玖委 第1-5号 令和5年7月13日 西日本コンサルタント 株式会社 測量設計委託 要である。 ③円滑かつ早期に対応できるのは西日本コンサルタント(株)のみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

土木建築部 契約担当課·所名 件 金額 契約の相手方の所在地及び名称 随意契約件数 契約の名称及び内容 2,443,402,248 円 207 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 契約年月日 契約金額

152	玖珠土木事務所	令和5年度 河災調単玖委 第1-4号 測量設計委託	令和5年7月13日	由布市湯布院町川南11番地3 精巧エンジニアリング 株式会社	7,513,000 円	①本業務は令和5年6月30日から7月11日までの梅雨前線豪雨により町田川外において広域にわたり公共土木施設に被害が発生していることから、災害の速やかな復旧を図るため、災害査定実施に向けた測量及び設計を行うものである。 ②災害の速やかな復旧を図るために災害査定実施に向けた測量及び設計が必要である。 ③円滑かつ早期に対応できるのは精巧エンジニアリング(株)のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
153	玖珠土木事務所	令和5年度 河緊災単玖委 第1号 河川等維持補修業務委託	令和5年7月13日	玖珠郡九重町大字湯坪945番地 有限会社 泉水緑化産業	2,684,000 円	①本業務は令和5年6月30日からの雨により、玖珠土木管内において被害を受け、被災した県管理の河川の支障木散去を行うものである。 ②今後の出水による被害の拡大を防ぐため早期の対応が必要である。 ③現場に精通しており、かつ早期に業務を実施できるのは(有)泉水緑化産業のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
154	玖珠土木事務所	令和5年度 河緊災単功委 第1-2号 河川等維持補修業務委託	令和5年7月10日	玖珠郡玖珠町大字帆足841番地の2 久栄建設 株式会社	797,500 円	①本業務は令和5年6月30日からの雨により、玖珠土木管内において被害を受け、被災した県管理の河川の支障木撤去を行うものである。 ②今後の出水による被害の拡大を防ぐため早期の対応が必要である。 ③現場に精通しており、かつ早期に業務を実施できるのは久栄建設(株)のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
155	玖珠土木事務所	令和5年度 河緊災単玖委 第1-3号 河川等維持補修業務委託	令和5年7月14日	玖珠郡玖珠町大字戸畑2316-2 有限会社 加藤土木	651,200 円	①本業務は令和5年6月30日からの雨により、玖珠土木管内において被害を受け、被災した県管理の河川の支障木撤去を行うものである。 ②今後の出水による被害の拡大を防ぐため早期の対応が必要である。 ③現場に精通しており、かつ早期に業務を実施できるのは(有)加藤土木のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
156	玖珠土木事務所	令和5年度 河緊災単功委 第1-4号 河川等維持補修業務委託	令和5年7月13日	玖珠郡九重町大字町田2630番地 株式会社 大東建設	1,342,000 円	①本業務は令和5年6月30日からの雨により玖珠土木管内において被害を受け、被災した県管理の河川の河床掘削及び大型土のうの設置を行うものである。 ②今後の出水による被害の拡大を防ぐため早期の対応が必要である。 ③現場に精通しており、かつ早期に業務を実施できるのは(株)大東建設のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

	土木建築部	随意契約件数	207		2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
157	日田土木事務所	令和5年度 河調単日委第2-2号 浸水カルテ作成業務委託	令和5年9月1日	大分市大字曲936-1 九州建設コンサルタント株式会社	4,257,000 円	①本業務は河川改修計画のための浸水状況を調査し、カルテとして整理するかの作成業務である。 ②令和5年7月10日からの梅雨前線豪雨により、小野川や大肥川、鶴河内川多くの家屋が床上・床下浸水したことから、現地調査については、片付前の浸、痕跡が確認できるうちに早急に実施する必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
158	日田土木事務所	令和5年度 河災調補日委第1-9号 UAV写真測量業務委託	令和5年9月1日	日田市吹上町10番25号 株式会社東豊開発コンサルタント	5,313,000 円	①本業務は小野川上流部や花月川下流部における埋そく状況を確認するための河道断面のUAV測量業務である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により小野川や花月川において河道内に流オや土砂等が大量に堆積したことから、埋そく状況を確認するために現況河道断面のUAV測量を早急に行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
159	日田土木事務所	令和5年度 河緊災単日委第1号 河道計画検討業務委託	令和5年9月1日	中津市大字万田602-2 日進コンサルタント株式会社	13,200,000 円	①本業務は小野川上流部の改良復旧として災害関連事業の採択に向けて各続計を行う業務である。 ②令和5年7月10日からの梅雨前線豪雨の災害復旧に係る測量・設計作業が進む中、小野川上流部については、被害の大きさ等を勘案し、本庁との協議の結果、改良復旧として災害関連事業の採択に向けて各種検討を早急に行う必がある。 ③これまでに過年度における小野川下流部の災害関連事業など同業務への認識があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
160	日田土木事務所	令和5年度 河緊災単日委第1-2号 AVレーザ測量業務委託	令和5年9月1日	日田市大字田島51-17-10 大分技術開発株式会社	6,930,000 円	①本業務は小野川上流部の改良復旧として災害関連事業の採択に向けて検に必要な河道断面のUAV測量業務である。 ②令和5年7月10日からの梅雨前線豪雨の災害復旧に係る測量・設計作業が進む中、小野川上流部については、被害の大きさ等を勘案し、本庁との協議の結果、改良復旧として災害関連事業の採択に向けて各種検討を早急に行う必が生じた。このため、その検討に必要な現況河道断面のUAV測量を行う必要が生じた。このため、その検討に必要な現況河道断面のUAV測量を行う必要がある。 ③これまでに同業務への実績があり、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

件 金額 契約の相手方の所在地及び名称 **土木建築部** 契約担当課•所名 随意契約件数 契約の名称及び内容 2,443,402,248 円 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 契約年月日 契約金額

161	日田土木事務所	令和5年度 道維環単日委第2-3号 道路維持補修業務委託	令和5年9月1日	日田市大字友田183-3 株式会社原田土木	21,769,000 円	①本業務は宝珠山日田線における道路啓開作業である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象路線において山から土砂が流出し、交通に支障をきたしており、社会生活への影響も大きいため、緊急的な啓開・復旧が必要である。 また、今後の出水による再度の災害を防ぐためにも、現地での緊急的な予防措置等を実施する必要がある。 ③委託業者については、大分県建設業協会日田支部との「災害時等における緊急作業についての協定書」に基づき、被災状況に関する初動対応等を行っており、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
162	中津土木事務所	令和5年度 河調単中委第1号 浸水カルテ作成業務委託	令和5年7月20日	大分市大字曲936番地1 九州建設コンサルタント 株式会社	3,850,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した浸水被害の状況調査を行い、浸水カルテの作成及び被災流量の検証を行う業務である。 ②調査は浸水被害の痕跡を追跡するものであり、痕跡は時間の経過とともに亡失することから、早急に業務を実施する必要がある。 ③九州建設コンサルタント株式会社は、山国川の被害発生箇所において、過去に浸水被害調査の実績があり、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
163	中津土木事務所	令和5年度 河災調単中委第1-24号 調査委託	令和5年8月7日	豊後高田市新地1952番地3 株式会社 キョウワ	2,673,000 円	①本業務は、令和5年7月9日~10日の豪雨により発生した災害に対する復旧 工法の検討に必要な地質調査を行う業務である。 ②本業務の成果を基に国庫災害申請を予定していることから、その災害査定の スケジュールに即して短期間で早急に業務を実施する必要がある。 ③左記業者は、山国川の近傍箇所で調査業務を実施しており、現場に精通し迅速な対応が可能である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
164	施設整備課	令和5年度 施委第22-25号 宇佐総合庁舎ZEB化意図伝達業務 委託	令和5年9月21日	大分県宇佐市大字石田13番地の11 株式会社 さとう不動産設計事務所	1,980,000 円	①本業務の対象となる大規模改修工事におけるZEB化改修工事は、総合庁舎の改修として従来の改修に加え、公共建築物で県内初となるZEB化を含むものである。 ②当改修工事においては、ZEB認証を受けるため、設計時に第三者機関によるBELS(建築物省エネルギー性能表示制度)にかかる評価を受けており、サッシや設備機器などの仕様の決定に際しては、外皮性能や一次エネルギー消費量の評価に沿ったものを選定する必要がある。 ③以上のことから、これらの目的物を完成させるためには、施工者が的確な仕様の決定を行うための確実な意図伝達が必要であるため、実施設計および第三者機関への申請業務を行った株式会社さとう不動産設計事務所と随意契約した。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

土木建築部 随意契約件数 2.443.402.248 円 契約担当課·所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格 令和5年度 大分市向原西1丁目3番33号 165 大分土木事務所 交付港改委第14号 令和5年10月3日 秘匿性が必要である。 公益財団法人 大分県建設技術センター **積算補助業務委託** ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号 ①本業務は、令和4年度交付観改佐第1-2号道路改良工事において設置した迂 回道路の仮橋及び仮設ガードレールの保守点検を行うものである。 令和5年度 佐伯市宇目大字小野市4985番地の2 4,730,000 円 ②仮橋及び仮設ガードレールの保守点検や賃料の支払い等継続的に行うため、前記工事施工者の対応が必要不可欠である。 交付観改佐第1-3号 令和5年10月23日 166 佐伯土木事務所 株式会社佐々木建設 道路改良工事 ③前記工事施工者である(株)佐々木建設と契約したもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号 ①本業務は宝珠山日田線における道路啓開作業である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象路線において山から土砂が流出し、 交通に支障をきたしており、社会生活への影響も大きいため、緊急的な啓開・復 旧が必要である。 令和5年度 日田市大字有田1720-1 また、今後の出水による再度の災害を防ぐためにも、現地での緊急的な予防 167 日田土木事務所 道維環単日委第2-4号 令和5年10月1日 7.447.000 円 株式会社博井建設 措置等を実施する必要がある。 道路維持補修業務委託 ③委託業者については、大分県建設業協会日田支部との「災害時等における緊 急作業についての協定書」に基づき、被災状況に関する初動対応等を行ってお り、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ①本業務は宝珠山日田線における道路啓開作業である。 ②令和5年7月10日からの豪雨により対象路線において山から土砂が流出し、 交通に支障をきたしており、社会生活への影響も大きいため、緊急的な啓開・復 旧が必要である。 令和5年度 日田市大字有田319-12 また、今後の出水による再度の災害を防ぐためにも、現地での緊急的な予防 168 日田土木事務所 道維環単日委第2-5号 令和5年10月1日 株式会社下徳産業 道路維持補修業務委託 ③委託業者については、大分県建設業協会日田支部との「災害時等における緊 急作業についての協定書」に基づき、被災状況に関する初動対応等を行ってお り、円滑かつ早期に業務を実施することができる左記業者と契約するもの。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

	土木建築部	随意契約件数	207	件金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
169	豊後大野土木事務所	令和5年度交付観改野第1-3号保 守点検工事	令和5年9月27日	大分県豊後大野市大野町大原516-1 有限会社丸昭組	4,683,800 円	①本工事は、三重野津原線(中原工区)道路改良工事における仮設物の賃料支払い及び保守点検工事を行うものである。 ②前工事で設置し、一般交通を供用している仮橋上部工及び仮設ガードレールの継続使用を行うため、仮設物を設置した左記の業者を選定した。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
170	河川課	公共工事(新設改良)に係る調査設計 現場管理委託 久大本線 引治・豊 後中村間第一野上川橋りょう改築工 事	令和5年10月4日	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号 九州旅客鉄道株式会社	40,093,000 円	①本契約は、野上川河川改修事業による河道拡幅のため、九州旅客鉄道株式会社が所有・管理する橋梁の架け替え工事を行うものである ②橋梁架け替え工事に際しては、列車を運行しながら工事を行うため、列車の運転保安および旅客公衆等に危害を及ぼさないよう施行する必要がある ③よって契約の性質が競争に適さないことから、当該施設管理者である九州旅客鉄道株式会社と随意契約により工事を委託するものである ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
171		令和5年度 ダムメ委第1-24号 安岐ダム再生計画容量分配基本検 討業務委託	令和5年11月20日	東京都台東区池之端2丁目9番7号 一般財団法人ダム技術センター	19,052,000 円	①本業務は、安岐ダム再生後の堆砂容量の検討・設定し、安岐ダム再生計画の基本となる貯水池容量配分設定について検討するものである。 ② (一財) ダム技術センターは、既設ダムの再生に向け、新技術などの調査研究や開発をし、ダム建設時における全国的な高度技術・情報を保有している。 ③本業務は今後予定されている基本設計会議資料の根幹を成すものであり、この資料作成については、(一財) ダム技術センターのみが実績を有しており、それ以外の者での実施は困難である。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2項
172	国東土木事務所	令和5年度 空ア港国第2-3号 海上アクセス整備工事	令和5年11月20日	大分県日田市庄手中釣町473番地5号 道路企画株式会社	1,584,000 円	①本業務は、海上アクセス整備事業における防護柵復旧工事である。 ②令和5年11月8日のホーバークラフト走航訓練中において、機体が航走路上の 防護柵に接触し、損壊する事故が発生した。これに伴い、防護柵の一部も破損し 再利用不可能な状態となった。 ③今年度末のホーバークラフト運航開始に向け、走航可能となるよう早期に防護 柵の復旧を行う必要があることから、当該工事区間の施工業者で現地に精通している道路企画(株)と随意契約したい。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
173		令和5年度 砂関委第1-7号 積算補助業務委託	令和5年10月5日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	3,642,100 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号

土木建築部 随意契約件数 2.443.402.248 円 金額 契約担当課·所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格 令和5年度 2,560,800 円 (最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な 秘匿性が必要である。 大分市向原西1丁目3番33号 174 大分土木事務所 砂関委第1-8号 令和5年10月13日 公益財団法人 大分県建設技術センター 積算補助業務委託 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格 令和5年度 1,725,900 円 (最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な 秘匿性が必要である。 大分市向原西1丁目3番33号 令和5年9月11日 175 大分土木事務所 交防通砂委第280-7号 公益財団法人 大分県建設技術センター 積算補助業務委託 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号 ①本委託は、トンネル工事における施工監理業務委託である。 ②「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)に基づき 適正な工事の執行を確保する必要があるが、トンネル工事は特殊構造物等高度 かつ、専門的な監督に関する業務であり、工事の品質確保のため、適切な監督・ 令和5年度 4,497,900 円 検査体制の確立を図りたい。よって、公正かつ監督員に近い立場で現場監督補 大分市向原西1丁目3番33号 176 日田土木事務所 **令和5年11月27日** 道改国委第2-9号 助を行い、変更事項等に伴う予算の適切な執行監理及び積算資料の作成が必 公益財団法人 大分県建設技術センター 施工監理業務委託 要である。 ③上記要件を満たす者は、前述事項業務の執行ができる(公財)大分県建設技 術センターのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ①本委託は、大野川「豊後大野市千歳町柴山」で施工予定の排水桶管工事にお ける積算補助業務である。 ②設計額を算出するには、技術的な知識・経験はもちろんのこと、各工種の単 3,271,400 円 価、県所定の諸経費率等を把握する必要があるが、県では公表を行っていない 令和5年度河改単野委第1-4号 大分県大分市向原西1丁目3番33号 177 豊後大野土木事務所 令和5年11月29日 **積算補助業務委託** 公益財団法人 大分県建設技術センター いないため、民間企業への発注は困難な状況である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約件数 土木建築部 2.443.402.248 円 契約金額 契約担当課·所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本委託は、柴北川「豊後大野市犬飼町下津尾」で施工予定の排水樋管工事に おける積算補助業務である。 ②設計額を算出するには、技術的な知識・経験はもちろんのこと、各工種の単 3,271,400 円 (価、県所定の諸経費率等を把握する必要があるが、県では公表を行っていない 令和5年度河施改単野委第1-6号 大分県大分市向原西1丁目3番33号 令和5年11月29日 いないため、民間企業への発注は困難な状況である。 **看算補助業務委託** 公益財団法人 大分県建設技術センター ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。 令和5年度 大分市向原西1丁目3番33号 また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と 10,398,300 円 179 大分土木事務所 都計改委第1-14号 令和5年12月6日 経験及び厳格な秘匿性が必要である。 公益財団法人 大分県建設技術センター **積算補助業務委託** ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令167条の2第1項第2号 ①本委託は、国道387号(豆生の工区)で施工予定の川原橋旧橋撤去工事にお ける積算補助業務委託である。 ②設計額を算出するためには、技術的な知識・経験はもちろんのこと、各工種の 単価、県所定の諸経費率等を把握する必要があるが、県では諸経費率等の公 表を現在行っていないため、民間企業への発注は困難な状況である。また、民 令和5年度 間企業へ発注した場合、設計額及び積算内訳が外部に漏洩し、施工予定工事 大分市向原西1丁目3番33号 180 日田土木事務所 防安国改日委第1-2号積算補助業務 令和5年12月1日 2,046,000 円 の入札に際し、適正な入札執行が妨げられる可能性がある。 公益財団法人 大分県建設技術センター ③前述事項業務の執行ができるのは、県と共通の土木積算システムを設置して 委託 おり、関連する初基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最 適な工事費の積算が行えること、また、予定価格設定の基礎となる積算業務は、 守秘性が求められることから、県の指導・監督権限の及ぶ(公財)大分県建設技 術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ①本委託は、日田市小野に位置する中会川の砂防堰堤工事における積算補助 業務委託である。 ②設計額を算出するためには、技術的な知識・経験はもちろんのこと、各工種の 単価、県所定の諸経費率等を把握する必要があるが、県では諸経費率等の公 表を現在行っていないため、民間企業への発注は困難な状況である。また、民 令和5年度 間企業への発注した場合、設計額及び積算内訳が外部に漏洩し、施工予定工 大分市向原西1丁目3番33号 令和5年12月11日 181 日田土木事務所 |交防通砂委第19号積算補助業務委 1.444.300 円 事の入札に際し、適正な入札執行が妨げられる可能性がある。 公益財団法人 大分県建設技術センター ③前述事項業務の執行ができるのは、県と共通の土木積算システムを設置して おり、関連する初基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最 適な工事費の積算が行えること、また、予定価格設定の基礎となる積算業務は、 守秘性が求められることから、県の指導・監督権限の及ぶ(公財)大分県建設技 術センターのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約件数 土木建築部 2.443.402.248 円 契約担当課·所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本業務は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本業務の成果物(設計書)は、工事発注の際に使用するものであり、大分県 と共通の積算システムで積算する必要がある。 令和5年度 5,171,100 円 3予定価格及び最低制限価格設定のため必要な設計価格及びその積算には、 电容が経路に由途電子が開始されています。 大分市向原西1丁目3番33号 令和5年12月5日 182 中津土木事務所 大特河委第1-4号 豊富な経験と実績及び厳格な秘匿性が求められる。上記要件を満たす者は、行 公益財団法人 大分県建設技術センター 積算補助業務委託 政の補完・支援のたに設立され、同種業務に豊富な実績を有する公益財団法人 大分県建設技術センター以外にない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ①本業務はJR久大本線の書曲踏切を含む県道の現道拡幅工事である。 ②JR久大本線の営業線に影響する部分の工事となるため、列車の運転保安上 142,283,000 円 及び鉄道施設の維持管理上、鉄道施設の管理者である九州旅客鉄道株式会社 久大本線 豊後森·恵良間75km495m 大分市要町1番1号 令和5年12月14日 183 道路建設課 に委託する必要がある。 付近 書曲踏切拡幅工事 九州旅客鉄道株式会社 ③根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ①本業務は、大分県における景観副読本の作成を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、2者から企画提案を受け、審査した結果、最も優 令和5年度 大分市錦町二丁目4番21号 令和5年11月29日 3.300.000 円 れた企画提案を行った合同会社まちづくり事務所まちもりと契約したものであ 184 都市・まちづくり推進課 大分県景観副読本作成業務 合同会社 まちづくり事務所 まちもり ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ①本業務は、県内建設産業における女性等の活躍のさらなる加速化を図るため 令和5年度 に行うものである。 別府市石垣東9-4-52-1302 19.030.000 円 ②本事業を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、優れた 185 土木建築企画課 建設産業女性活躍加速化促進事業 令和5年8月4日 アイ. ジー. シー株式会社 企画提案を行ったアイ. ジー. シー株式会社と契約したものである。 委託 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行う ためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格 令和5年度 大分市向原西1丁目3番33号 186 大分土木事務所 橋修震単大委第1-5号 令和5年12月18日 秘匿性が必要である。 公益財団法人 大分県建設技術センター 積算補助業務委託 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号

土木建築部 随意契約件数 2.443.402.248 円 契約担当課·所名 契約の名称及び内容 契約年月日 契約の相手方の所在地及び名称 契約金額 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 ①本委託は、国道212号島内橋(日田市庄手)で施工予定の橋梁耐震補強工事 における積算補助業務委託である。 ②設計額を算出するためには、技術的な知識・経験はもちろんのこと、各工種の 単価、県所定の諸経費率等を把握する必要があるが、県では諸経費率等の公 表を現在行っていないため、民間企業への発注は困難な状況である。また、民 令和5年度 間企業への発注した場合、設計額及び積算内訳が外部に漏洩し、施工予定工 大分市向原西1丁目3番33号 187 日田土木事務所 橋修一単日委第1-3号積算補助業務 令和6年1月10日 3.974.300 円 事の入札に際し、適正な入札執行が妨げられる可能性がある。 公益財団法人 大分県建設技術センター ③前述事項業務の執行ができるのは、県と共通の土木積算システムを設置して 委託 おり、関連する初基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最 適な工事費の積算が行えること、また、予定価格設定の基礎となる積算業務は、 守秘性が求められることから、県の指導・監督権限の及ぶ(公財)大分県建設技 術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ①本委託は、トンネル工事における施工監理業務を行うものである。 ②「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)に基づき 適正な工事の執行を確保する必要があるが、トンネル工事は特殊構造物等高度 かつ、専門的な監督に関する業務であり、工事の品質確保のため、適切な監督・ 令和5年度 2,033,900 円 検査体制の確立を図りたい。よって、公正かつ監督員に近い立場で現場監督補助を行い、ある。 大分市向原西1丁目3番33号 令和6年1月31日 188 日田土木事務所 防安緊地改日委第201号施工監理業 助を行い、変更事項等に伴う予算の適切な執行監理及び積算資料の作成が必 公益財団法人 大分県建設技術センター 務委託 要である。 ③上記要件を満たす者は、前述事項業務の執行ができる(公財)大分県建設技 術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ①本設計の対象となる大分県衛生環境研究センター検査室改修工事は、今後 の新興感染症の発生等に備え、当センターを県内の検査機関の拠点として、流 行初期に増大する検査需要にも対応できる体制を構築するため、既存検査室 (49㎡一室)を改修し機能強化を図るものである。 ②当該工事は、BSL基準(細菌・ウイルスなどの微生物・病原体等を取り扱う実 令和5年度施委第34-21号衛環研検 大分市弁天1丁目6番4号 1,430,000 円 験室・施設の格付け)に沿った感染症対策病院と同等の設計能力・技術を要する 189 施設整備課 令和6年1月19日 **查室改修工事設計委託** 東九州設計工務株式会社 設計が必要となる。 ③以上のことから、これらの目的物を完成させるため、大分県内では唯一、第二 種感染症対策医療機関の設計の実績がある東九州設計工務(株)と随意契約を した。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ①本工事は杵築幹部交番トイレ洋式化外改修工事である ②令和5年12月14日に指名競争入札を行ったが、応札者がおらず不調となっ た。別府土木事務所管内の指名要件に合うすべての業者を指名したが、さらに 令和5年度 共まち単別 第43-3 3,823,600 円 指名業者を拡大しても地理的条件が著しく不利となり応札が見込めない。した 大分県杵築市大字猪尾64番地5 令和6年1月16日 190 別府土木事務所 号 杵築幹部交番トイレ洋式化外改 株式会社 木元雷設 がって業者の所在地が工事箇所と同じ旧杵築市内であり、現場に精通しており、 修工事 機敏に対応が可能で円滑かつ早期に業務を実施することができることから(株) 木元雷設との随意契約とする。 ③根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

	土木建築部 随意契約件数		207 件 金額		2,443,402,248 円	
	契約担当課•所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
191	大分土木事務所	国道442号(宗方拡幅)電線共同溝整 備事業に伴う引込管路及び連携管 路、連携設備工事業務委託	令和6年2月26日	大分市金池町2丁目3番4号 九州電力送配電 株式会社 大分支社	5,447,383 円	①本事業は電線共同溝と各電気需要者を接続する引込管路と既存の電気設備へ接続する連系管路及び連系設備工事委託であり、引込設備と一体となった施工を行う必要がある。 ②引込・連系管路及び連系設備の施工については、保安上の観点、引込設備との調整等から電線管理者による施工が適当と判断される場合は、令和元年6月27日付け事務連絡「無電柱化推進計画における電線共同溝に係る連系管路連系設備の取扱いの変更について」(国土交通省九州地方整備局道路部道路管理課長)において電線管理者に引込・連系管路及び連系設備の建設に係る工事を委託することができる旨の通知がされている。 ③電線管理者(通信)である九州電力送配電株式会社大分支社と随意契約を行う。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号
192	大分土木事務所	令和5年度 港湾環境整備施設 (大分港西大分地区) 管理業務委託		大分市豊海1丁目1番9号 特定非営利活動法人 みなとまちづくり	2,587,200 円	①本業務は、一つの業務に特化した内容ではなく、保守・警備・清掃等、多方面の業務を行う施設管理業務である。 ②これを行うためには、港湾法や、大分県港湾施設管理条例等の港湾関係法令に精通し各施設の機能だけでなく、使用目的等を十分理解・認識している人員が必要となる。 ③以前から指定管理者として当該委託と同様の業務を行い、指定管理者での委託でなくなった以降も当該業務を行っており、緊急時対策や防犯・防災対策についてのマニュアルも整備されているなど管理体制が整っている特定非営利活動法人みなとまちづくりと随意契約をする。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
193	臼杵土木事務所	令和5年度 交防通砂委 第209号 積算補助業務委託	令和6年2月8日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	1,118,700 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本業務の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、大分県と 共通の積算システムで積算する必要がある。 また、予定価格(最低制限価格)設定のため必要な設計価格及びその積算に は、豊富な経験と実績及び厳格な秘匿性が求められる。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊 富な実績を有する公益財団法人大分県建設技術センター以外にないため、当セ ンターと随意契約をするものである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
194	日田土木事務所	令和5年度 道改国委第2−17号給水運搬委託	令和6年2月26日	日田市三芳小渕町151 河津建設株式会社	1,871,100 円	①本委託は、日田山国道路(仮称)1号トンネル避難坑工事の影響により、井戸の水位が低下している伏木町本川牧場の井戸への給水運搬委託である。。 ②本川牧場は、乳牛飼育のため、日100t程度の水を利用しているが、現在県が施工した補償井戸の揚水が不調となっているため早急に給水運搬体制を整える必要がある。。 ③給水運搬体制について、直ちに人員及び必要資機材を確保する必要があり、迅速に対応できるのは河津建設株式会社のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

	土木建築部	随意契約件数	207	件金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課•所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
195	中津土木事務所	令和5年度 緊急砂委第2-5号 積算補助業務委託	令和5年11月7日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	1,725,900 円	①本業務は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本業務の成果物(設計書)は、工事発注の際に使用するものであり、大分県と 共通の積算システムで積算する必要がある。 ③予定価格及び最低制限価格設定のため必要な設計価格及びその積算には、 豊富な経験と実績及び厳格な秘匿性が求められる。上記要件を満たす者は、行 政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する公益財団法 人大分県建設技術センター以外にない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
196	中津土木事務所	令和5年度 緊急砂委第3-5号 積算補助業務委託	令和5年11月7日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	1,725,900 円	①本業務は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本業務の成果物(設計書)は、工事発注の際に使用するものであり、大分県と 共通の積算システムで積算する必要がある。 ③予定価格及び最低制限価格設定のため必要な設計価格及びその積算には、 豊富な経験と実績及び厳価格な秘匿性が求められる。上記要件を満たす者は、行 政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する公益財団法 人大分県建設技術センター以外にない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
197	中津土木事務所	令和5年度 交防火砂委第280-2号 積算補助業務委託	令和6年2月27日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	1,394,800 円	①本業務は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本業務の成果物(設計書)は、工事発注の際に使用するものであり、大分県と 共通の積算システムで積算する必要がある。 ③予定価格及び最低制限価格設定のため必要な設計価格及びその積算には、 豊富な経験と実績及び厳格な秘匿性が求められる。上記要件を満たす者は、行 扱の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する公益財団法 人大分県建設技術センター以外にない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
198	中津土木事務所	令和5年度 事連火砂委第2号 積算補助業務委託	令和6年2月27日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	1,394,800 円	①本業務は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本業務の成果物(設計書)は、工事発注の際に使用するものであり、大分県と 共通の積算システムで積算する必要がある。 ③予定価格及び最低制限価格設定のため必要な設計価格及びその積算には、 豊富な経験と実績及び厳格な秘匿性が求められる。上記要件を満たす者は、行 政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する公益財団法 人大分県建設技術センター以外にない。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

土木建築部 契約担当課·所名 件 金額 契約の相手方の所在地及び名称 随意契約件数 契約の名称及び内容 2,443,402,248 円 207 契約年月日 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 契約金額

199	佐伯土木事務所	令和5年度 通学交安佐第3一4号 道路改良工事	令和6年2月2日	臼杵市大字板知屋1番地12 株式会社臼杵造船所	10,450,000 円	①本工事は、一般県道長良木立線交通安全事業の交通安全工事であり、前工事で製作した小型水門設備の設置及び鋼製付属設備の製作・設置である。②前工事と本工事とが一体の構造物の構築を目的とし、一貫した施工が技術的に必要であり専門性を求められる。 ③業務の適切な履行が確保できる(株) 臼杵造船所と契約したもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第6号
200	佐伯土木事務所	令和5年度 道改単債佐第105一3号 道路改良工事	令和6年3月25日	佐伯市宇目大字小野市4985番地2 株式会社佐々木建設	18,810,000 円	①本工事は、令和4年度交付観改佐第1-2号道路改良工事において設置した迂回道路の仮橋及び仮設ガードレールの保守点検及び撤去を行うものである。②仮橋及び仮設ガードレールの保守点検や賃料の支払いを継続的に行った上で撤去工事を行うには、前工事の施工業者に履行させることが必要不可欠である。 ③前記工事施工者である(株)佐々木建設と契約したもの。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号
201		令和5年度 交安改国佐委第1−6号 施工監理業務委託	令和6年3月22日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人大分県建設技術センター	4,918,100 円	①当委託は、トンネル工事における施工監理業務を行うものである。 ②「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)に基づき 適正な工事の執行を確保する必要があるが、トンネル工事は特殊構造物等高度 かつ専門的な監督に関する業務である。 ③公正かつ監督員に近い立場で現場監補助を行い、変更事項等に伴う予算の 適切な執行管理及び積算資料作成を行う事が必要であり、その支援組織として 唯一、前述事項業務の執行ができる(公財)大分県建設技術センターと契約した もの。 ④根拠法令:地方自治法施行令167条の2第1項第2号
202		令和5年度 橋整単玖 第1-3号 橋梁整備工事	令和6年3月29日	玖珠郡九重町大字右田719の3 株式会社 井原組	12,243,000 円	①本業務は仮橋の存置と保守点検を行うものである。 ②当該箇所は橋梁の架替えのための交通を仮橋に迂回させており、安全に通行させるためには仮橋の適切な保守が必要である。 ③「仮設物を継続して使用する場合の取扱い」に基づき、仮橋を設置した平成30年度道改単債玖第1号道路改良工事の請負業者である(株)井原組と契約を行う。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

土木建築部 随意契約件数 件 金額 207 2.443.402.248 円

	工不建梁部	随恵契約件数	207	<u>件</u> 金額	2,443,402,248 円	
	契約担当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
203	日田土木事務所	令和5年度 道改国委第2-11号積算補助業務委 託	令和6年3月29日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	4,814,700 円	①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本業務の成果物(設計書)は、工事発注の際に使用するものであり、大分県と 共通の積算システムで積算する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設 定のため、必要な設計価格及びその積算には、豊富な経験と実績及び厳格な秘 匿性が求められる。 ③前述事項業務の執行ができるのは、行政の補完・支援のために設立され、同 種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
204	日田土木事務所	令和5年度 道改国委第2-16号施工監理業務委 託	令和6年3月29日	大分市向原西1丁目3番33号 公益財団法人 大分県建設技術センター	4,966,500 円	①本委託は、トンネル工事における施工監理業務を行うものである。 ②「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)に基づき 適正な工事の執行を確保する必要があるが、トンネル工事は特殊構造物等高度 かつ、専門的な監督に関する業務であり、工事の品質確保のため、適切な監督・ 検査体制の確立を図りたい。よって、公正かつ監督員に近い立場で現場監督補 助を行い、変更事項等に伴う予算の適切な執行監理及び積算資料の作成が必 要である。 ③上記要件を満たす者は、前述事項業務の執行ができる(公財)大分県建設技 術センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
205	豊後大野土木事務所	令和5年度 交付観改野第1-8号 道路改良工事	令和6年3月25日	豊後大野市大野町大原516-1 有限会社 丸昭組	13,640,000 円	①本工事は、三重野津原線(中原区)道路改良工事における仮設物の賃料支払い、保守点検、撤去工事を行うものである。 ②前工事で設置し、一般交通を供用している仮橋上部工及び仮設ガードレールの継続使用および撤去を行うため、仮設物を設置した有限会社丸昭組と契約した。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
206	港湾課	別府港北浜ヨットハーバー物品発注 業務委託契約	令和6年3月11日	山口県宇部市港町1丁目13番5 株式会社 ササキコーポレーション	2,877,400 円	①本業務は、別府港北浜ヨットハーバーで発生した事故の再発防止のための物品購入及び経年劣化による物品の交換等を行う業務である。 ②事故等の再発防止対策として指定管理者が速やかに対応することで施設の安全性等の向上を図ることができることから、当該施設の指定管理者である(株)ササキコーボレーションと契約したもの ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

土木建築部	В	随意契約件数	207	件	金額	2,443,402,248 円	
契約担	!当課·所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所	f在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
207 施設整備記		令和5年度赤外線ドローン操作講習 業務委託契約	令和6年1月29日	大分市大字片島295番地0 規光コンサルタント株式会		2,343,000 円	①赤外線ドローンを用いた建物物の外壁調査は、令和4年に建築基準法の告示が改正されたことに伴い、建築物の定期調査方法の一つとして、新たに加わったものである。 ②本委託案件は、当該調査手法の習得のため、改正後の告示に対応して策定された「定期報告制度における赤外線調査(無人航空機による赤外線調査を含さい」による外壁調査ガイドライン」に即した講習を実施するものであるが、制度改正後間もないため、調査手法や技術が確立されておらず、全国的にも講習を実施できる業者が少ない。また、ドローンを使用した実地講習では、法令に基づいた飛行可否などの専門的知識と密集地域での安全な飛行が不可欠であり、熟練した操作技術が必要である。 ③以上のことから、大分県内では唯一、赤外線ドローン操作の実績があり、同ガイドラインに即した講習が実施できるのは、規光コンサルタント(株)のみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号